

財政のあらまし

平成 17 年度決算

平成 18 年 12 月

狛 江 市

O

O

◆ 目 次 ◆

1	市の会計	1
2	普通会計決算の概要	2
①	決算概要	2
②	市民1人当たりの決算状況	3
3	歳入の状況	4
①	歳入の状況	4
②	市税の状況	6
③	三位一体の改革による影響	7
④	普通交付税の状況	8
4	歳出の状況	10
①	目的別歳出	10
②	性質別歳出	12
5	基金の状況	14
6	市債の状況	15
7	都市整備事業	16
①	前原公園整備事業	16
②	調布都市計画道路3・4・16号線整備事業	16
③	小田急線連続立体化事業	17
④	あいとぴあセンター・西河原公民館建築事業	17

(注)・市民1人当たりの数値等は、平成17年度末住民基本台帳人口
76,126人で計算しています。
・グラフの財源内訳や表の構成比の数値は、合計に合わせるため
調整していることがあります。

8	「実質的な収支」の状況	18
9	財政指数	19
①	経常収支比率	19
②	財政力指数	22
③	公債費比率	23
～	職員給と職員数の状況	～
◆	ラスパイレス指数	24
◆	職員数	24
10	財務諸表	25
①	バランスシート	25
②	行政コスト計算書	27
③	事業別コスト計算書	28
④	キャッシュ・フロー計算書	30
11	特別会計	32
①	国民健康保険特別会計	33
②	老人保健医療特別会計	35
③	介護保険特別会計	36
④	公共下水道特別会計	37
⑤	駐車場事業特別会計	37
⑥	受託水道事業特別会計	38

1 市の会計

市の会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」の2つに分かれています。

「一般会計」は、市の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

「特別会計」は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。市では、「国民健康保険特別会計」「老人保健医療特別会計」「介護保険特別会計」「公共下水道特別会計」「駐車場事業特別会計」「受託水道事業特別会計」の6つの特別会計を設置しています。

■平成17年度会計別歳入歳出決算状況

(単位:千円)

会 計 区 分		歳入総額	歳出総額	差引額
一 般 会 計		21,400,555	20,873,068	527,487
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	6,573,418	6,917,879	△ 344,461
	老人保健医療特別会計	5,417,466	5,460,189	△ 42,723
	介護保険特別会計	3,273,092	3,181,369	91,723
	公共下水道特別会計	2,240,886	2,170,099	70,787
	駐車場事業特別会計	67,770	67,770	0
	受託水道事業特別会計	567,865	567,865	0
合 計		39,541,052	39,238,239	302,813

2 普通会計決算の概要

① 決算概要

「一般会計」を全国的な統計や自治体間の比較を行えるように一定の基準で組み直したものを「普通会計」といいます。平成17年度の普通会計決算額は、一般会計決算額から451万5千円を純計控除した額になります。

平成17年度普通会計の決算は、歳入総額が213億9,604万円（前年度比7億3,969万2千円、3.3%減）、歳出総額が208億6,855万3千円（前年度比6億1万5千円、2.8%減）で歳入・歳出ともに決算規模は前年度を下回りました。

平成17年度は、収支均衡型の行財政運営を図ることを目的に、「選択と集中」と「迅速」を基本として策定した「行財政基盤確立のための緊急行動計画」に基づく財政運営を行った初年度であり、組織や事業のスリム化により歳出の抑制を図るとともに、市税の徴収強化や使用料、手数料の見直しにより歳入の確保に努めました。

歳入は、市税が増加していますが普通交付税、臨時財政対策債及び基金からの繰入金が大きく減少しています。歳出は公債費、普通建設事業費が若干増加していますが、人件費、物件費、補助費等で大きく減少しています。

歳入歳出差引額及び実質収支は5億2,748万7千円ですが、前年度からの繰越金等6億4,537万6千円を控除した単年度収支は1億1,788万9千円の赤字でした。

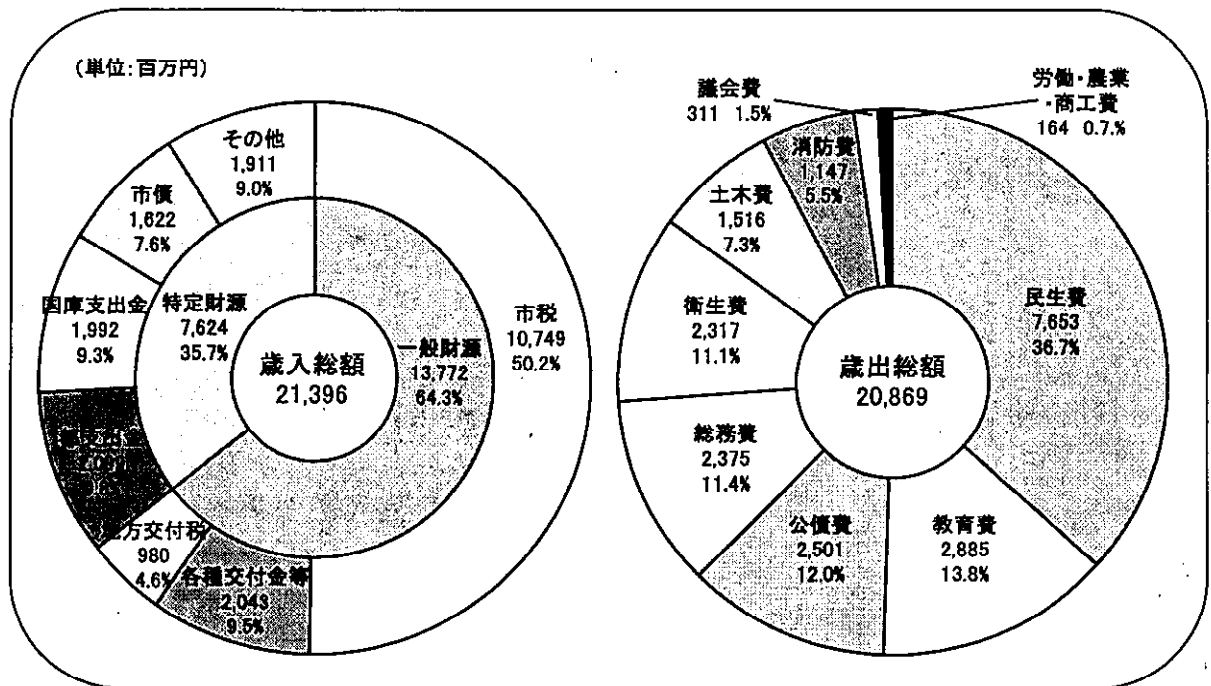
また、財政調整基金の積み立てや取り崩しなどの実質的な黒字要素と赤字要素を控除した実質単年度収支も9,094万7千円の赤字でした。

■平成17年度普通会計決算の状況

（単位：千円、％）

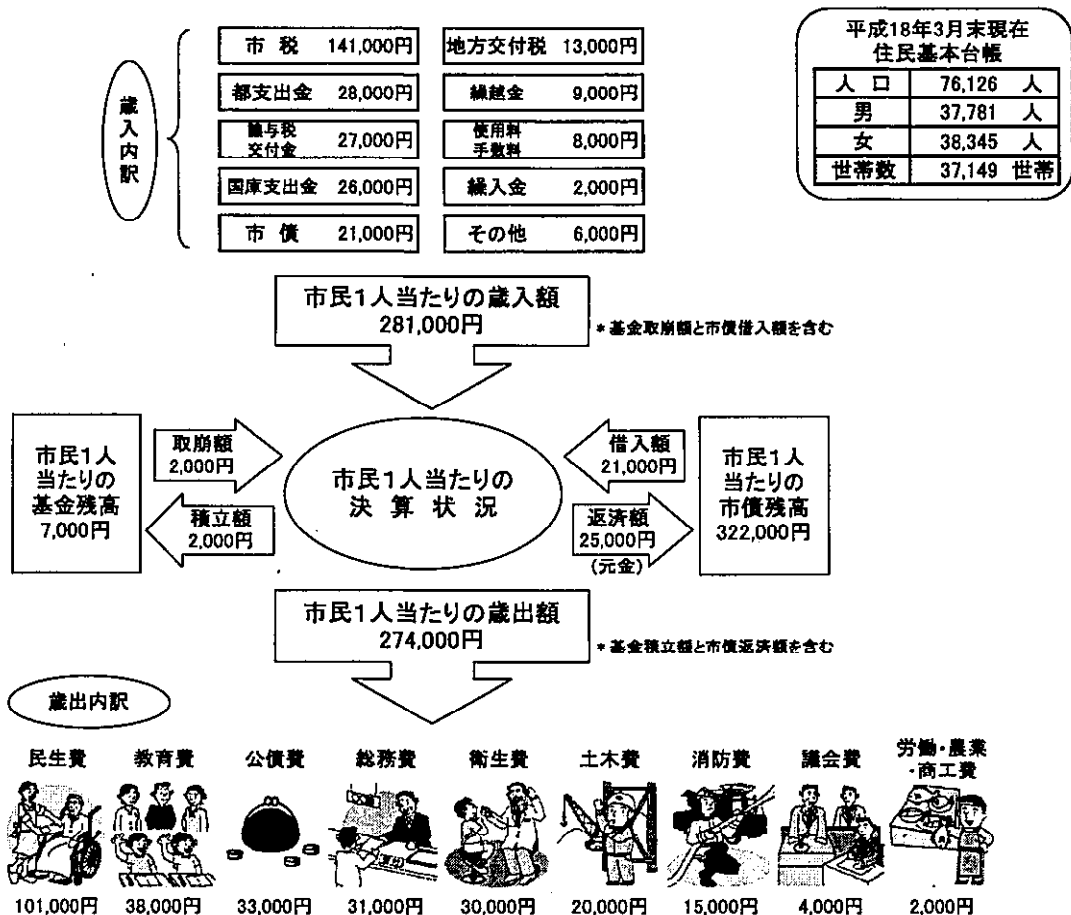
	17年度	16年度	増減額	増減率
歳入総額 a	21,396,040	22,135,732	△739,692	△3.3
歳出総額 b	20,868,553	21,468,568	△600,015	△2.8
歳入歳出差引額 c (a-b)	527,487	667,164	△139,677	△20.9
繰越財源 d		21,788	△21,788	△100.0
実質収支 e (c-d)	527,487	645,376	△117,889	△18.3
単年度収支 f	△117,889	72,967	△190,856	△261.6
積立金 g	113,676	334	113,342	33,934.7
繰上償還額 h				
積立金取崩額 i	86,734	653,724	△566,990	△86.7
実質単年度収支 j (f+g+h-i)	△90,947	△580,423	489,476	△84.3

※「積立金」「積立金取崩額」は、財政調整基金の積立額、取崩額を計上しています。



② 市民1人当たりの決算状況

市の決算状況を市民1人当たりで計算すると、歳入は28万1千円、歳出は27万4千円となり、残った7千円は来年度に繰越します。家庭での貯金に当たる基金は7千円しか残っておらず、借金に当たる市債は32万2千円も残っています。



3 歳入の状況

① 歳入の状況

■平成17年度歳入額の状況

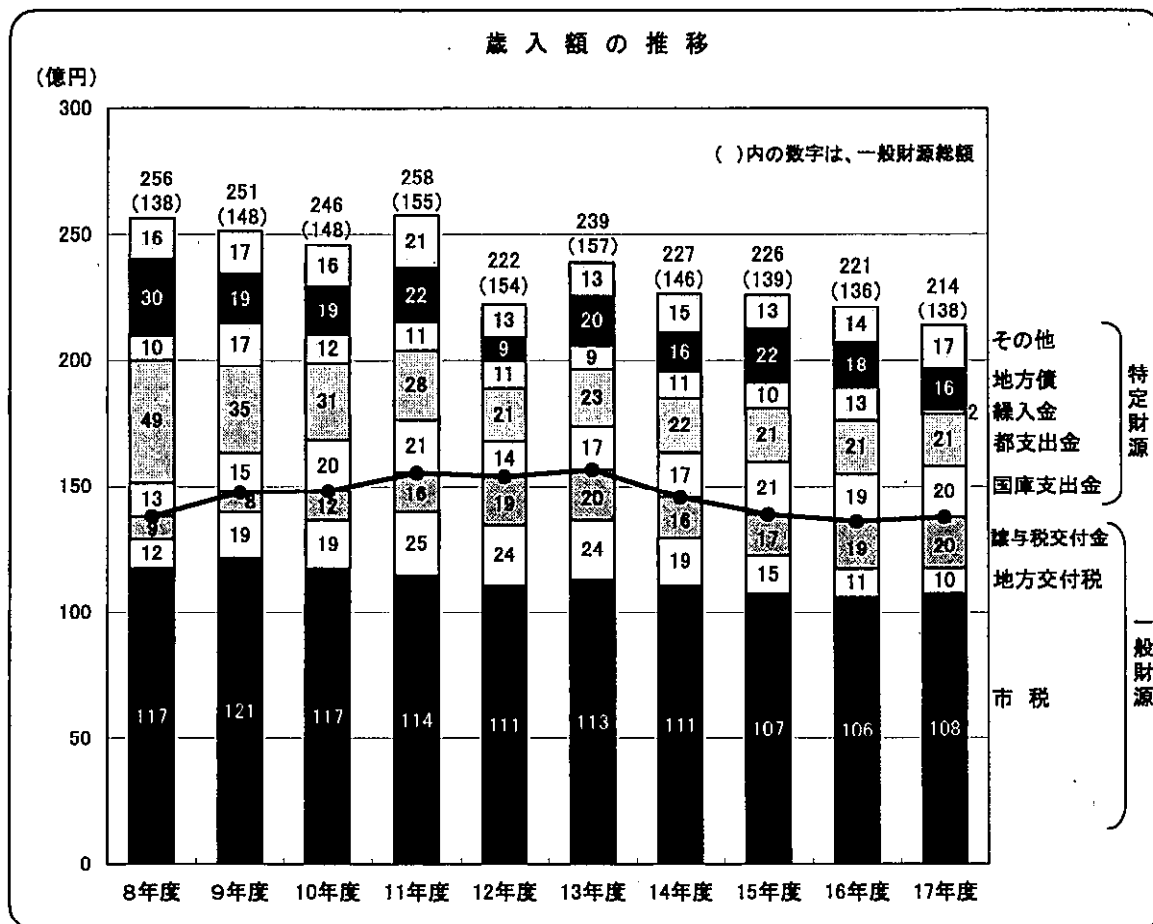
(単位:千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		対前年度比較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
歳 入 総 額	21,396,040	100.0	22,135,732	100.0	△739,692	△3.3
一 般 財 源	13,771,908	64.3	13,599,554	61.4	172,354	1.3
地 方 税	10,748,675	50.2	10,604,880	47.9	143,795	1.4
地 方 譲 与 税	415,582	1.9	277,066	1.2	138,516	50.0
利 子 割 交 付 金	105,823	0.5	115,451	0.5	△9,628	△8.3
配 当 割 交 付 金	49,977	0.2	30,251	0.1	19,726	65.2
株式等譲渡所得割交付金	73,066	0.3	31,290	0.1	41,776	133.5
地方消費税交付金	708,543	3.3	765,287	3.5	△56,744	△7.4
自動車取得税交付金	166,881	0.8	155,839	0.7	11,042	7.1
地方特例交付金	511,096	2.4	507,687	2.3	3,409	0.7
地 方 交 付 税	980,456	4.6	1,099,695	5.0	△119,239	△10.8
普 通 交 付 税	740,335	3.5	853,541	3.9	△113,206	△13.3
特 別 交 付 税	240,121	1.1	246,154	1.1	△6,033	△2.5
交通安全対策特別交付金	11,809	0.1	12,108	0.1	△299	△2.5
特 定 財 源	7,624,132	35.7	8,536,178	38.6	△912,046	△10.7
分 担 金 及 び 負 担 金	111,190	0.5	121,930	0.5	△10,740	△8.8
使 用 料	274,733	1.3	270,057	1.2	4,676	1.7
手 数 料	339,584	1.6	119,790	0.5	219,794	183.5
国 庫 支 出 金	1,991,430	9.3	1,883,184	8.5	108,246	5.7
都 支 出 金	2,099,426	9.8	2,115,472	9.6	△16,046	△0.8
財 産 収 入	23,027	0.1	65,540	0.3	△42,513	△64.9
寄 附 金	35,648	0.2	127,965	0.6	△92,317	△72.1
繰 入 金	171,950	0.8	1,299,238	5.9	△1,127,288	△86.8
繰 越 金	667,164	3.1	573,007	2.6	94,157	16.4
諸 収 入	287,780	1.4	144,895	0.7	142,885	98.6
地 方 債	1,622,200	7.6	1,815,100	8.2	△192,900	△10.6
(うち減税補てん債)	(186,900)	(0.9)	(177,300)	(0.8)	(9,600)	(5.4)
(うち臨時財政対策債)	(875,500)	(4.1)	(1,145,000)	(5.2)	(△269,500)	(△23.5)

平成17年度の歳入総額は、213億9,604万円(前年度比7億3,969万2千円、3.3%減)で、4年連続で減少しています。

狛江市の収入の約50%を占める市税が1億4,379万5千円(1.4%)増加しました。その他の主な増要因としては税源移譲に伴い地方譲与税が1億3,851万6千円(50.0%)増加、可燃・不燃ゴミ処理の有料化(10月実施)等による手数料が2億1,979万4千円(183.5%)増加、物件移転補償等により諸収入が1億4,288万5千円(98.6%)増加しました。国庫支出金も1億824万6千円(5.7%)増加しましたが、これは緑野小学校新築工事によるものであり、既存の補助負担金は三位一体の改革の影響により減少しています。減要因としては

普通交付税が1億1,320万6千円(13.3%)減少及び普通交付税の代替財源である臨時財政対策債が2億6,950万円(23.5%)減少、基金からの繰入金が11億2,728万8千円(86.8%)減少しました。



歳入額の推移をみると歳入総額は平成13年度以降減少しています。使途が制限されていない一般財源についても平成13年度以降減少していましたが、市税の増加や税源移譲による所得譲与税の増加が地方交付税の減少を上回り、4年ぶりに増加しました。

② 市税の状況

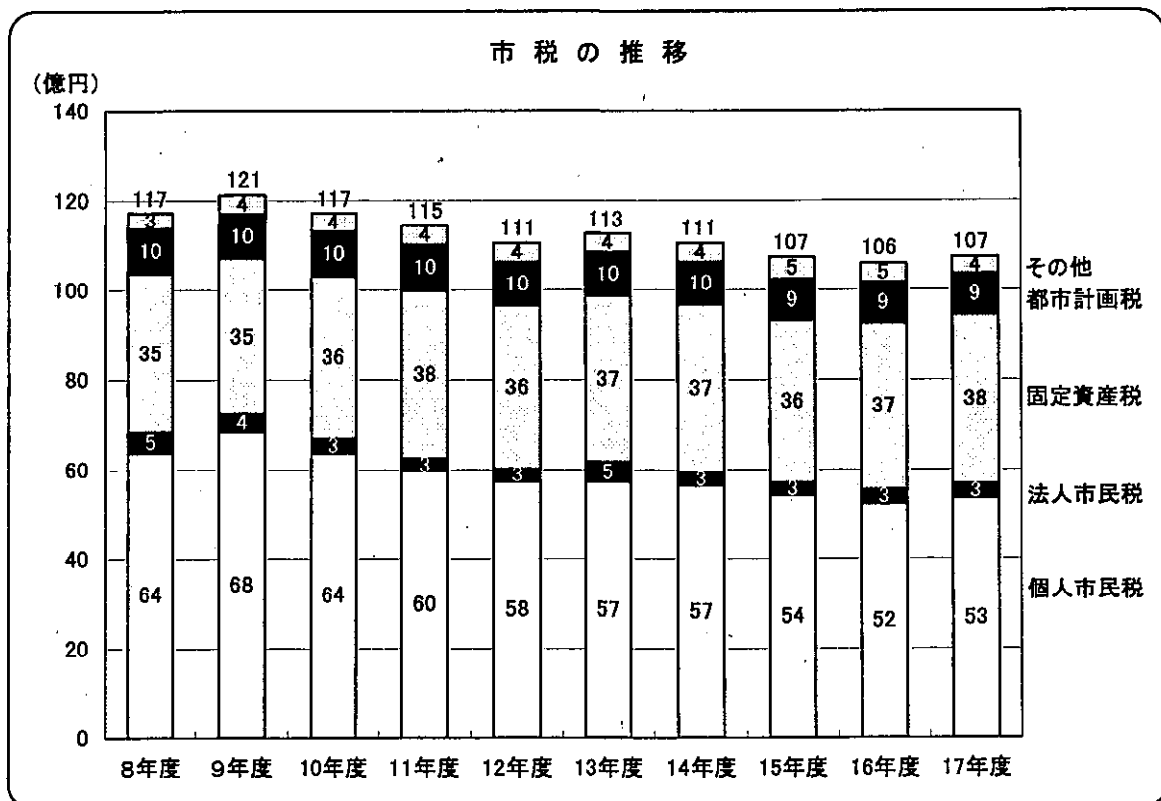
平成 17 年度の市税収入は、107 億 4,867 万 5 千円（前年度比 1 億 4,379 万 5 千円、1.4%増）でした。

市の歳入の 50% 余を市税で占めています。市税の内訳をみると個人市民税が 50% 弱、固定資産税が 35% を占めています。住宅地の多い狛江市は、法人市民税の割合が近隣市や類似団体に比べて少なく、3% となっています。

個人市民税は、景気の低迷による個人所得の低下や減税措置などにより、平成 10 年度以降減少していましたが 8 年ぶりに 1 億 2,564 万 9 千円（2.4%）増加しました。法人市民税は他市では伸びが大きいところもありますが、法人が少ないため若干の増加にとどまっています。

■平成17年度市税の状況

区 分	平成17年度			平成16年度			対前年度比較	
	決算額	構成比	徴収率	決算額	構成比	徴収率	増減額	増減率
市 税 総 額	10,748,675	100.0	92.5	10,604,880	100.0	92.1	143,795	1.4
個人市民税	5,358,649	49.9	90.9	5,233,000	49.4	90.4	125,649	2.4
法人市民税	324,365	3.0		322,729	3.0		1,636	0.5
固定資産税	3,763,280	35.0	94.1	3,704,553	34.9	93.8	58,727	1.6
軽自動車税	27,607	0.3	80.9	26,879	0.3	82.2	728	2.7
市たばこ税	360,431	3.3	100.0	405,695	3.8	100.0	△45,264	△11.2
都市計画税	914,343	8.5	93.6	912,024	8.6	93.3	2,319	0.3



③ 三位一体の改革による影響

三位一体の改革とは、平成15年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、「地方にできることは地方に」という考えのもと平成18年度を目途に、①国庫補助負担金改革（4兆円を上回る国庫補助負担金の改革）、②税源移譲（3兆円規模の所得税から住民税への税源移譲（19年度から）。18年度までは所得譲与税による措置）、③地方交付税改革（5.1兆円の地方交付税（臨時財政対策債を含む）の抑制）を行っていかうというものです。

地方交付税を除く三位一体の改革による市への影響額ですが、平成17年度は国庫補助負担金の廃止等で1億9,724万3千円減額しましたが、所得譲与税が2億6,624万6千円交付され、全体で6,900万3千円のプラスとなりました。

■平成16・17年度の三位一体の改革による影響額

(単位:千円)

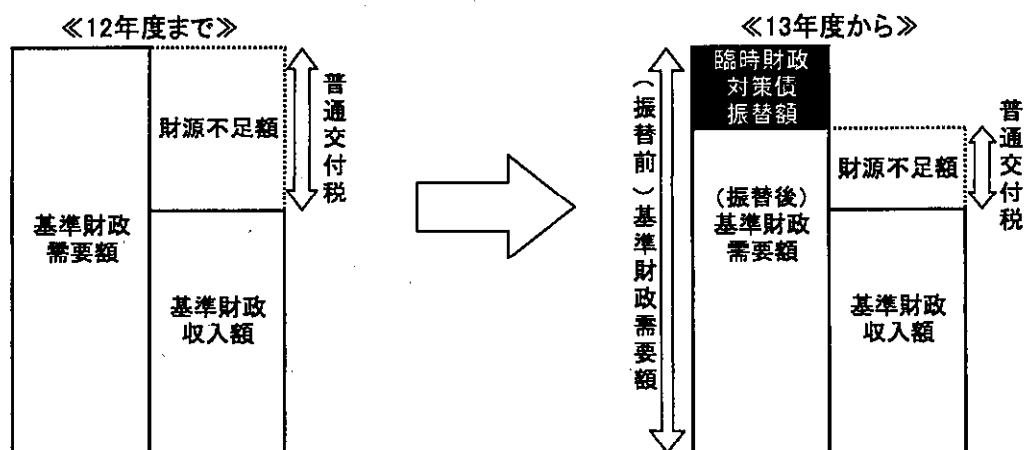
区 分		16年度		17年度	
		国	都	国	都
厚生労働省	児童保護費等負担金 (公立保育所運営費)	△ 101,389	△ 50,695	△ 101,389	△ 50,695
	児童手当事務取扱手数料	△ 9,171		△ 9,171	
	児童扶養手当事務取扱手数料交付金	△ 781		△ 781	
	介護保険事務費交付金	△ 17,278		△ 17,278	
	国民健康保険療養給付費負担金	△ 619		△ 619	
	特別養護老人ホーム等保護費負担金			△ 5,796	
	母子保健衛生費負担金(1歳6ヶ月健康 診査、3歳児健康診査負担金)			△ 636	
	在宅福祉事業費補助金 (介護予防・地域支え合い事業補助金)				△ 2,692
	在宅福祉事業費補助金 (緊急通報システム事業補助金)				△ 503
文部科学省	要保護及準要保護児童生徒援助費 補助金			△ 7,683	
小 計		△ 129,238	△ 50,695	△ 143,353	△ 53,890
国庫補助負担金等の削減総額 a		△ 179,933		△ 197,243	
税源移譲(所得譲与税) b		126,723		266,246	
三位一体の改革による影響額 a+b		△ 53,210		69,003	

④ 普通交付税の状況

地方交付税は、自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を自治体に配分するものです。普通交付税と特別交付税の2つに分けられ、交付税総額の94%が普通交付税に、6%が特別交付税として交付されます。普通交付税は、財源不足団体に対し交付され、特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対して交付されます。

普通交付税は、一定の基準によって算定された「基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準における行政需要に係る経費）」が「基準財政収入額（標準的に徴収が見込まれる税収入）」を超える自治体に対して、財源不足額として交付されます。しかし、制度改正により平成13～18年度までの時限措置として「基準財政需要額」から「臨時財政対策債発行可能額」が振り替えられるようになりました。これにより「基準財政需要額」が実際よりも圧縮され、見かけ上は財源不足額が減少しています。

■臨時財政対策債への振替えイメージ



～臨時財政対策債とは～

国の財政対策において、財源不足対策として市債の発行が認められています。景気の低迷と減税政策により、地方交付税の原資である国税5税だけでは自治体に配分する交付税総額を賄うことは困難になり、平成10～12年度まではこの財源不足分を補てんするために国が不足分を借入れ、それを国と地方が折半して償還することとしていました。しかし、13年度からは国の借入金残高が急増している状況を踏まえ、財源不足の半分を各自治体が「臨時財政対策債」を直接借入れることで補てんするようになりました。

平成 17 年度の普通交付税は、7 億 4,033 万 5 千円（前年度比 1 億 1,320 万 6 千円、13.3%減）でした。

三位一体の改革により一般財源化等の措置が講じられた国庫補助負担金については基準財政需要額に算入されましたが、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額は 2 億 5,602 万 6 千円減少しました。基準財政収入額は、暫定的な税源移譲措置である所得譲与税の 100%算入などにより 1 億 2,663 万 3 千円増加しています。

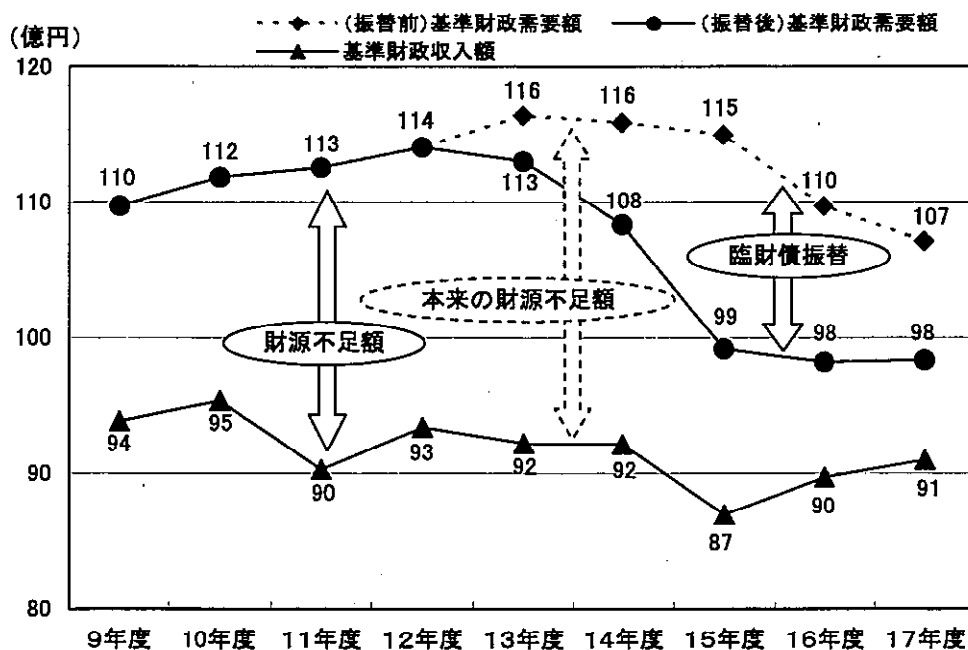
■普通交付税交付額の推移

(単位:千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
(振替前)基準財政需要額 (A)	10,972,422	11,184,383	11,255,543	11,406,044	11,641,091	11,587,948	11,500,137	10,970,163	10,714,137
臨時財政対策債振替額 (B)					△337,331	△752,920	△1,582,540	△1,145,011	△875,558
(振替後)基準財政需要額 (A)+(B)=(C)	10,972,422	11,184,383	11,255,543	11,406,044	11,303,760	10,835,028	9,917,597	9,825,152	9,838,579
基準財政収入額 (D)	9,387,783	9,537,634	9,026,991	9,341,356	9,224,834	9,215,763	8,694,035	8,971,611	9,098,244
財源不足額 (C)-(D)=(E)	1,584,639	1,646,749	2,228,552	2,064,688	2,078,926	1,619,265	1,223,562	853,541	740,335
普通交付税交付額	1,574,785	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541	740,335

※ 繰越措置額を含む

基準財政需要額・基準財政収入額の推移



4 歳出の状況

平成17年度の歳出総額は208億6,855万3千円（前年度比6億1万5千円、2.8%減）でした。

目的別でみると、土木費の減少と教育費の増加が大きくなっています。

性質別でみると、人件費と物件費、補助費等が大きく減少し、公債費が若干増加しています。

① 目的別歳出

目的別でみると、増減の大きなものとして土木費の減少と教育費の増加があります。

土木費は、前原公園整備完了や緑のまちづくり協力金の減少に伴う緑化基金積立金の減少などにより6億8,636万5千円（31.2%）減少しました。

教育費は、狛江第二・第七小学校の統合により開校した緑野小学校の新校舎建設工事などにより2億5,487万6千円（9.7%）増加しました。

総務費は、国勢調査や衆議院議員選挙、都議会議員選挙などによる増加がありましたが、退職手当組合負担金の減少などにより8,921万5千円（3.6%）減少、衛生費は、可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化に伴う経費による増加がありましたが、多摩川衛生組合のごみ処理施設等建設地元環境整備費補助金の終了や組合負担金の減少により7,107万7千円（3.0%）減少しました。

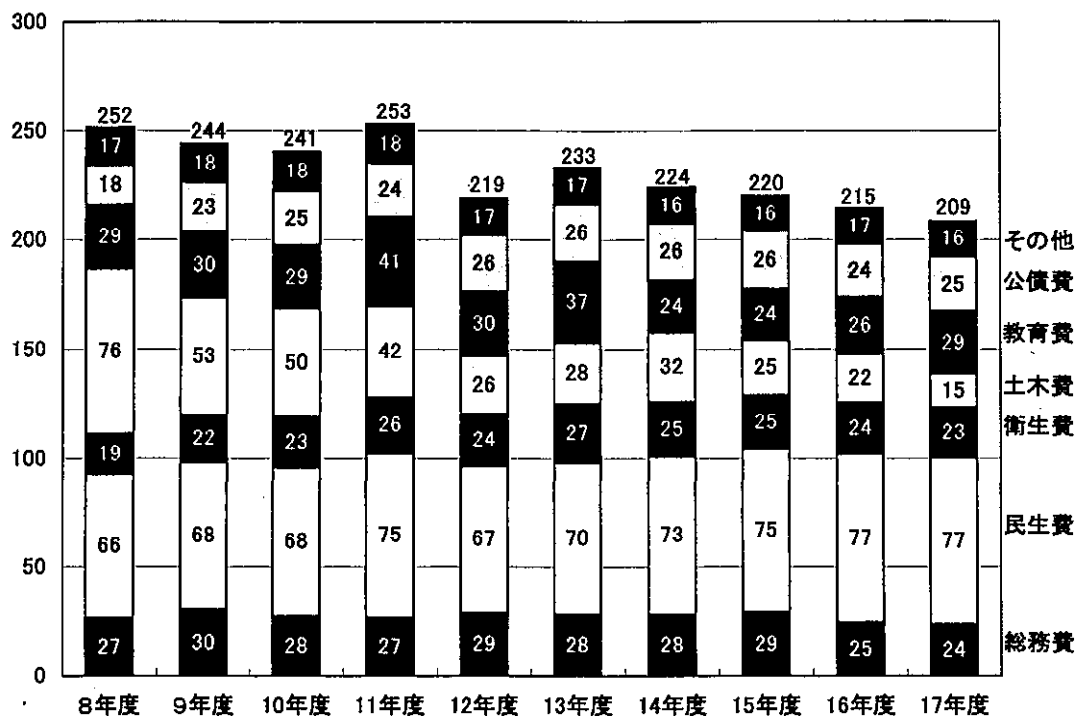
■平成17年度目的別歳出額の状況

（単位：千円、%）

区 分	平成17年度		平成16年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	20,868,553	100.0	21,468,568	100.0	△600,015	△2.8
議会費	311,020	1.5	312,770	1.5	△1,750	△0.6
総務費	2,375,131	11.4	2,464,346	11.5	△89,215	△3.6
民生費	7,652,839	36.7	7,722,638	36.0	△69,799	△0.9
衛生費	2,316,802	11.1	2,387,879	11.1	△71,077	△3.0
労働費	64,795	0.3	59,937	0.3	4,858	8.1
農業費	31,700	0.1	23,659	0.1	8,041	34.0
商工費	67,374	0.3	90,341	0.4	△22,967	△25.4
土木費	1,515,734	7.3	2,202,099	10.3	△686,365	△31.2
消防費	1,147,139	5.5	1,160,149	5.4	△13,010	△1.1
教育費	2,884,614	13.8	2,629,738	12.2	254,876	9.7
公債費	2,501,405	12.0	2,415,012	11.2	86,393	3.6

(億円)

目的別歳出額の推移



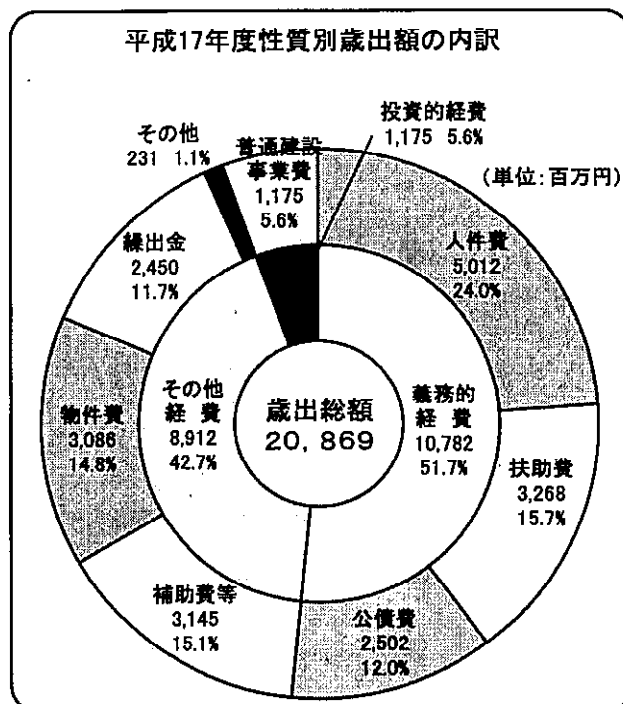
区 分	目 的	平成17年度の主な歳出
議 会 費	議会運営に関する経費	議会関係費
総 務 費	総務管理や戸籍、住民票など総括的な事務に関する行政管理経費	生活安全対策関係費、市民まつり関係費
民 生 費	社会福祉や高齢者福祉、児童福祉などに関する経費	高齢者給食サービス、乳幼児医療費助成
衛 生 費	保健衛生や清掃に関する経費	健康診査、定期予防接種、ごみ減量対策費
労 働 費	勤労者に関する経費	勤労者互助会関係費
農 業 費	農業振興に関する経費	農業振興関係費、市民農園関係費
商 工 費	商工業や消費者行政に関する経費	商工振興補助、消費経済対策費
土 木 費	道路や公園などの整備や維持管理に関する経費	交通安全対策費、都市公園維持管理費
消 防 費	消防や防災に関する経費	常備消防費、災害対策関係費
教 育 費	学校教育や文化・スポーツ振興などの社会教育に関する経費	統廃合関係費、体育施設維持管理費
公 債 費	借り入れた市債の返済に関する経費	

② 性質別歳出

性質別を大きく分けると義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つに区分されます。

義務的経費は支出が義務付けられ、簡単には削減できない硬直性の強い経費です。人件費が定年退職者不補充などにより2億3,783万1千円(4.5%)減少し、公債費が8,639万3千円(3.6%)増加し、義務的経費全体では若干減少しましたが歳出全体に占める構成比は昨年度に引続き50%を超えています。

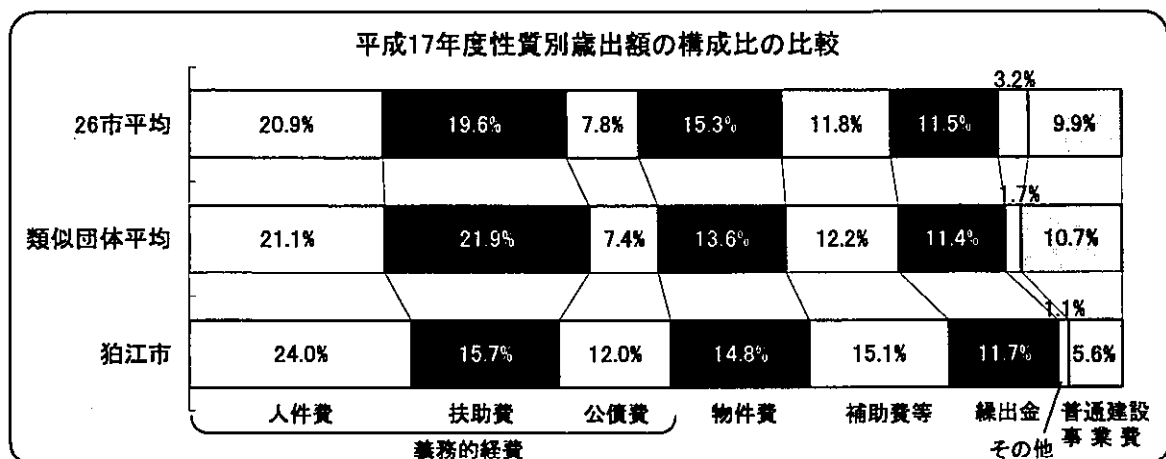
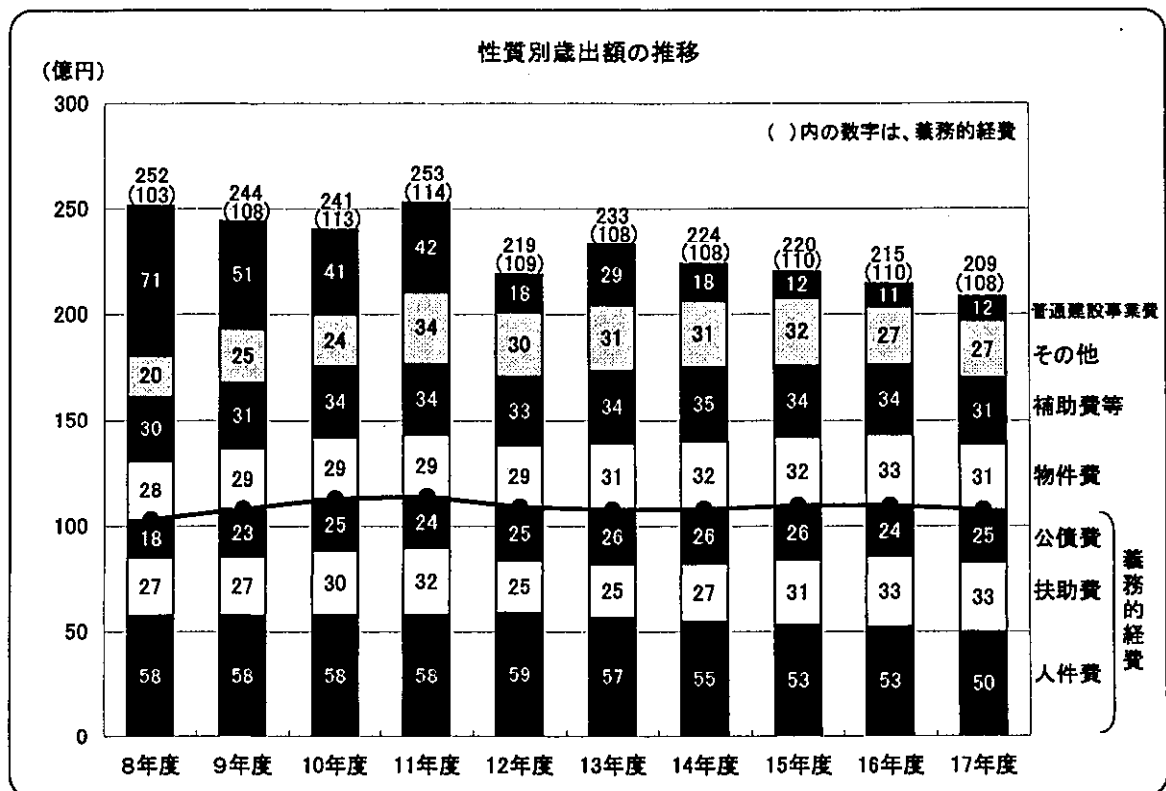
物件費はあらゆる委託内容の見直しを行ったことなどにより2億5,166万円(7.5%)減少、補助費等は外郭的団体への経営改善要請による運営費補助の減少や各種補助金の見直しなどにより2億1,966万円(6.5%)減少しました。投資的経費は緑野小学校建設工事により4,888万5千円(4.3%)増加しました。



■平成17年度性質別歳出額の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳 出 総 額	20,868,553	100.0	21,468,568	100.0	△600,015	△2.8
義務的経費	10,781,666	51.7	10,976,627	51.2	△194,961	△1.8
人 件 費	5,012,005	24.0	5,249,836	24.5	△237,831	△4.5
うち職員給	3,542,255	17.0	3,720,422	17.3	△178,167	△4.8
扶 助 費	3,268,256	15.7	3,311,779	15.4	△43,523	△1.3
公 債 費	2,501,405	12.0	2,415,012	11.3	86,393	3.6
その他経費	8,912,055	42.7	9,365,994	43.6	△453,939	△4.8
物 件 費	3,085,822	14.8	3,337,482	15.5	△251,660	△7.5
維持補修費	84,052	0.4	94,226	0.4	△10,174	△10.8
補助費等	3,145,518	15.1	3,365,178	15.7	△219,660	△6.5
積 立 金	146,627	0.7	128,360	0.6	18,267	14.2
投資・出資金・貸付金	340	0.0	669	0.0	△329	△49.2
繰 出 金	2,449,696	11.7	2,440,079	11.4	9,617	0.4
投資的経費	1,174,832	5.6	1,125,947	5.2	48,885	4.3
普通建設事業費	1,174,832	5.6	1,125,947	5.2	48,885	4.3
補助事業費	539,578	2.6	405,996	1.9	133,582	32.9
単独事業費	635,254	3.0	719,951	3.3	△84,697	△11.8
その他事業費	0	0.0	0	0.0	0	-



区	分	性 質
義務的経費	人 件 費	職員給与や議員報酬など人に関する経費
	扶 助 費	高齢者、児童、障がい者などを支援する経費
	公 債 費	借り入れた市債の返済に関する経費
その他の経費	物 件 費	賃金、役務費、委託料など消費的な経費
	維持補修費	市が管理する公共施設などの修繕・維持に関する経費
	補 助 費 等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金
	積 立 金	特定の目的のために設けられた基金に積立てる経費
	繰 出 金	特別会計へ繰り出す経費
投資的経費 (普通建設事業費)		公共施設の建設など社会資本整備に関する経費

～類似団体とは～

人口と産業構造により市町村の類型が総務省から示されています。

26市のうち狛江市の類似団体は、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市の5市です。

5 基金の状況

基金を大きく分けると、年度間の財源不足を調整するための基金と特定の目的のために積み立てている基金があります。

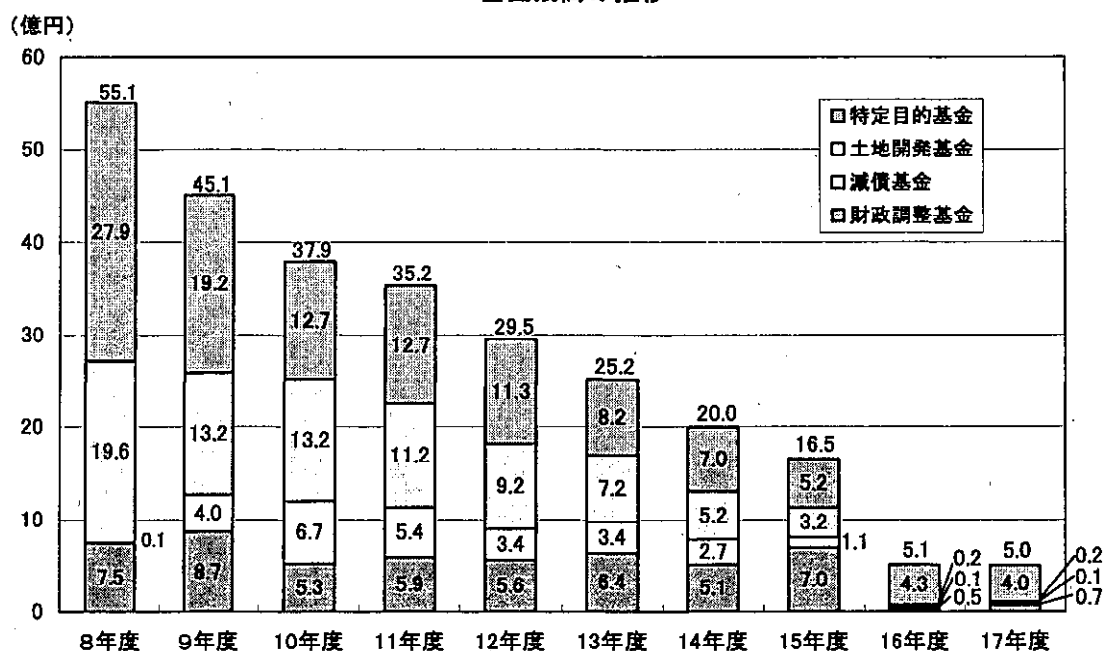
財政調整基金は、経済状況などにより変動する市の収入に対応して、あらかじめ積み立てておくことによって安定した財政運営ができるようにするものです。また、土地開発基金や減債基金も実際には一般財源の不足を補うために運用しており、これらの基金残高を合わせても17年度末は1億円程で、基金に頼らない財政運営をせざるをえない状況にあります。

■基金の状況

(単位:千円)

	16年度末残高	17年度積立金	17年度取崩額	17年度末残高
財 政 調 整 基 金	43,316	113,676	86,734	70,258
減 債 基 金	10,692	67	0	10,759
特 定 目 的 金	432,279	32,884	65,000	400,163
保健福祉施設等建設基金	15,491	14	0	15,505
清掃施設建設基金	14,168	68	0	14,236
都市整備事業基金	3,021	36	0	3,057
緑 化 基 金	286,324	32,623	65,000	253,947
博物館建設基金	92,792	117	0	92,909
図書館建設基金	20,483	26	0	20,509
土 地 開 発 基 金	20,300	0	0	20,300
合 計	506,587	146,627	151,734	501,480

基金残高の推移



6 市債の状況

多額の財源を必要とする道路や学校の施設建設などを行うときに、起債を行い、後年度に分割返済することによって、年度間の財源調整を行い、負担を平準化することができます。

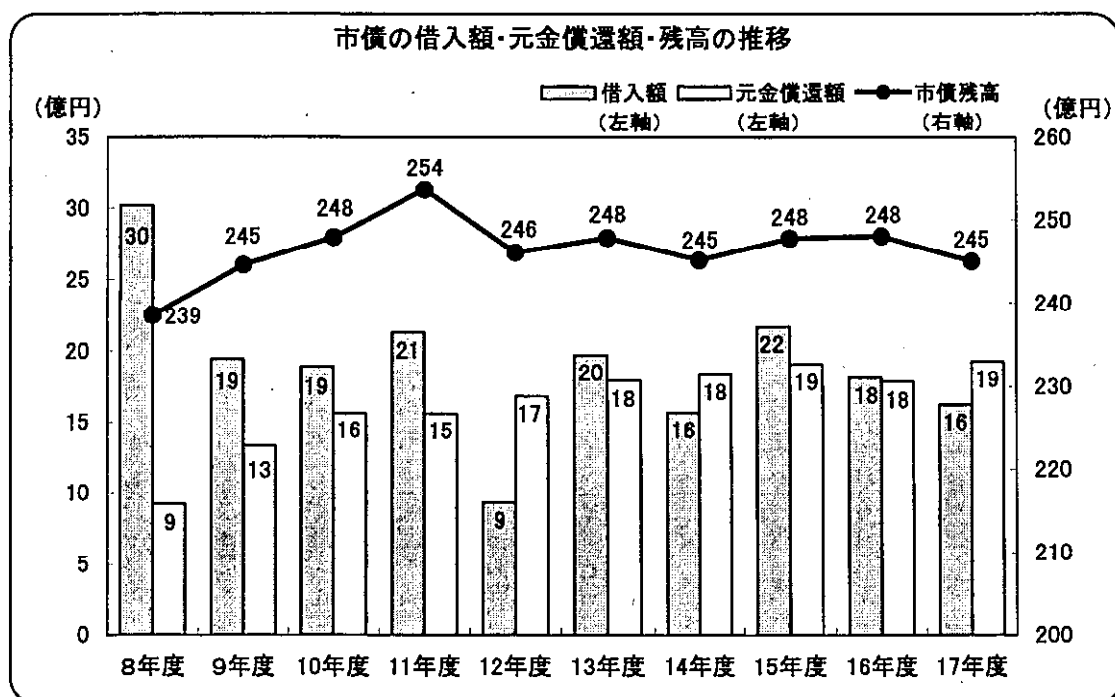
平成 17 年度の借入額は 16 億 2,220 万円で、そのうち最も多いのが臨時財政対策債 8 億 7,550 万円です。その他の内訳は緑野小学校の建設工事や第六小学校の耐震補強及び大規模改修工事などによる義務教育施設整備事業債 5 億 2,640 万円、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設建設による清掃施設建設事業債 1,090 万円、消防第二分団器具置場建設による消防施設整備事業債 1,650 万円、アスベスト対策の経費に係る石綿対策事業債 300 万円、市民センターのガス埋設管交換工事による社会教育施設整備事業債 300 万円、減税補てん債 1 億 8,690 万円です。

臨時財政対策債と減税補てん債は、特定の建設事業に充てるのではなく、一般財源の不足を補うためのものであり赤字債といわれています。

■市債借入額・元金償還額・残高の推移

(単位:百万円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
借入額	3,022	1,946	1,894	2,132	931	1,975	1,567	2,171	1,815	1,622
元金償還額	924	1,334	1,561	1,563	1,683	1,795	1,837	1,910	1,786	1,927
市債残高	23,857	24,468	24,801	25,370	24,617	24,797	24,526	24,787	24,816	24,511



7 都市整備事業

都市整備事業にかかる財源の多くは市債で賄っており、これまで公共事業のために発行した市債の残高は160億9,868万5千円になります。

ここではいくつかの事業について紹介します。

① 前原公園整備事業

西野川にある「前原公園」は平成12年4月に一部開園し、平成17年3月にすべての整備が終了し、全園開園しました。平成6年度に前原公園整備に経費をかけ始めてから、47億円弱の事業費を要しました。

公園の広さは約12,500㎡で、現在市民の方々の自主管理により運営しています。

■前原公園整備事業費内訳

事業費		46億8,372万3千円
内訳	国支出金	7億2,900万円
	都支出金	2億7,318万5千円
	市債	29億3,990万円
	その他	4億3,493万1千円
	一般財源	3億670万7千円

※ 平成6年度以降の事業費

② 調布都市計画道路3・4・16号線整備事業

調布都市計画道路3・4・16号線とは上和泉地域センターから市民総合体育館、第一中学校、電力中央研究所の前を通り、喜多見駅方面に行く道路です。計画では南部地域を回って和泉多摩川駅付近までつながる予定です。

この道路は国や都からの補助金等はありませんが、市が整備していかなければなりません。上和泉地域センターから電力中央研究所の手前まで道路を拡幅し、歩道整備などが終わりました。

■調布都市計画道路3・4・16号線整備費内訳

事業費		110億3,846万3千円
内訳	国支出金	23億3,440万円
	都支出金	7億3,741万3千円
	市債	44億4,350万円
	その他	11億4,251万8千円
	一般財源	23億8,063万2千円

※ 平成3年度以降の事業費

③ 小田急線連続立体化事業

市のほぼ中心を横断する小田急線は、平成元年度から立体化工事が開始され、平成6年度に高架切替したことにより、市内の13か所の踏切がなくなりました。平成9年度に複々線高架化が完了し、朝夕のラッシュ時など交通渋滞が解消され、円滑な交通環境の実現と住環境の向上が果たされました。平成12年度に事業が完了し、現在の姿となっています。

■小田急線連続立体化事業費内訳

事業費		54億8,568万2千円
内訳	都支出金	16億970万円
	市債	30億5,440万円
	その他	3億6,229万6千円
	一般財源	4億5,928万6千円

※ 昭和61年度以降の事業費

小田急線連続立体化事業は東京都主体の事業です。線路を高架にする他にも、側道の整備などの経費も含んでいます。事業主体である東京都に対して、鉄道事業者と地元自治体である世田谷区と狛江市が負担金を支払い、事業が行われました。

④ あいとびあセンター・西河原公民館建築事業

福祉会館と西河原公民館の老朽化に伴い、建物を建替え、平成6年度に西河原公民館、平成8年度にあいとびあセンターが開館しました。

西河原公民館は、市民の学習や文化活動の拠点として、学習室・和室・特別学習室・生活工芸室・陶芸窯・暗室・料理実習室・パソコン室・茶室・多目的ホール・視聴覚室（ピアノ・映像装置）などがあります。

■あいとびあセンター・西河原公民館
建築事業費内訳

事業費		52億8,798万5千円
内訳	国支出金	2億2,560万円
	都支出金	6億1,336万5千円
	市債	25億2,300万円
	その他	15億8,130万円
	一般財源	3億4,472万円

※ 平成3年度以降の事業費

あいとびあセンターでは、保健センター、障がい者福祉センター、老人福祉センターの各事業を行っています。また、地域福祉活動の拠点でもあります。

8 「実質的な収支」の状況

「実質的な収支」とは単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金・減債基金及び土地開発基金への積立額と市債の繰上償還額を加え、赤字要素として財源対策である財政調整基金・減債基金及び土地開発基金の取崩額を差引いた額であり、当該年度でこれらの黒字・赤字要素が歳入歳出面で措置されなかった場合、単年度収支がどのようなになっていたかをみるものです。

17年度の「実質的な収支」は9,088万円の赤字でした。前年度と比べると赤字額は減少していますが、依然厳しい財政状況にあります。また、単年度の「実質的な収支」を累積していくと、この10年間で26億円余の赤字になります。

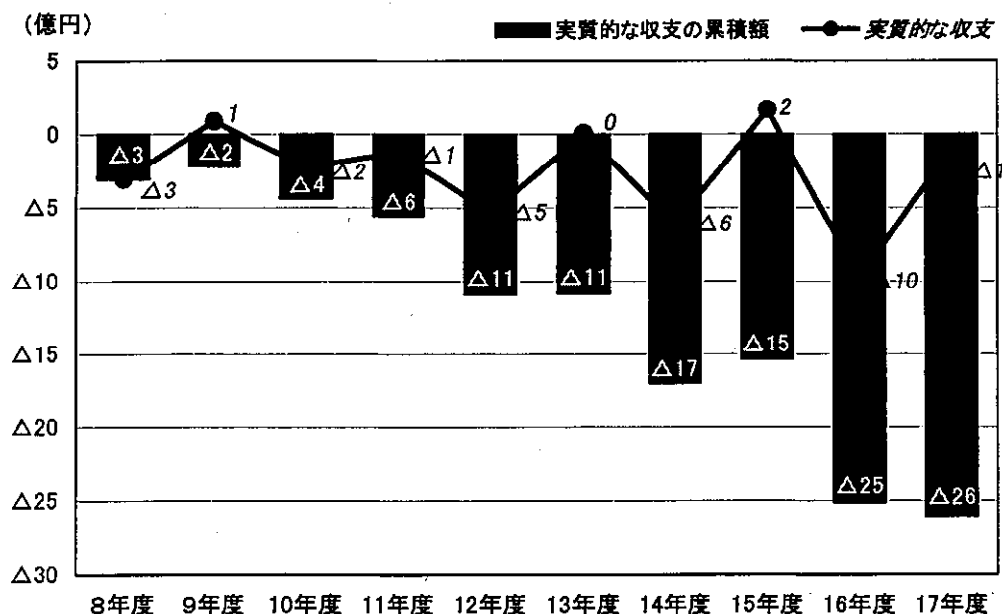
「実質的な収支」が赤字ということは、当該年度の収入よりも支出が上回り、蓄えていた基金を取崩して行政運営しているということです。

■「実質的な収支」の推移

(単位:百万円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実 質 収 支	464	614	306	452	325	455	234	572	645	527
単 年 度 収 支	54	150	△308	146	△127	130	△221	338	73	△118
黒字要素	積 立 金	15	616	392	312	351	256	343	473	0
	繰上償還額	0	64	159	0	25	0	0	1	0
赤字要素	積立金取崩額	△372	△740	△463	△579	△785	△380	△735	△1,053	△87
実 質 的 な 収 支	△303	90	△220	△121	△536	6	△613	165	△980	△91
実質的な収支の累積額	△303	△213	△433	△554	△1,090	△1,084	△1,697	△1,532	△2,512	△2,603

「実質的な収支」の推移と累積額



9 財政指数

① 経常収支比率

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費（歳出）に充当された一般財源と経常一般財源（歳入）の比率です。経常経費は簡単に縮減できないことから財政構造の弾力性をあらわし、数値が低い方が市独自の施策に充当できる財源が大きく、高いほど財政が硬直化していることを示しています。

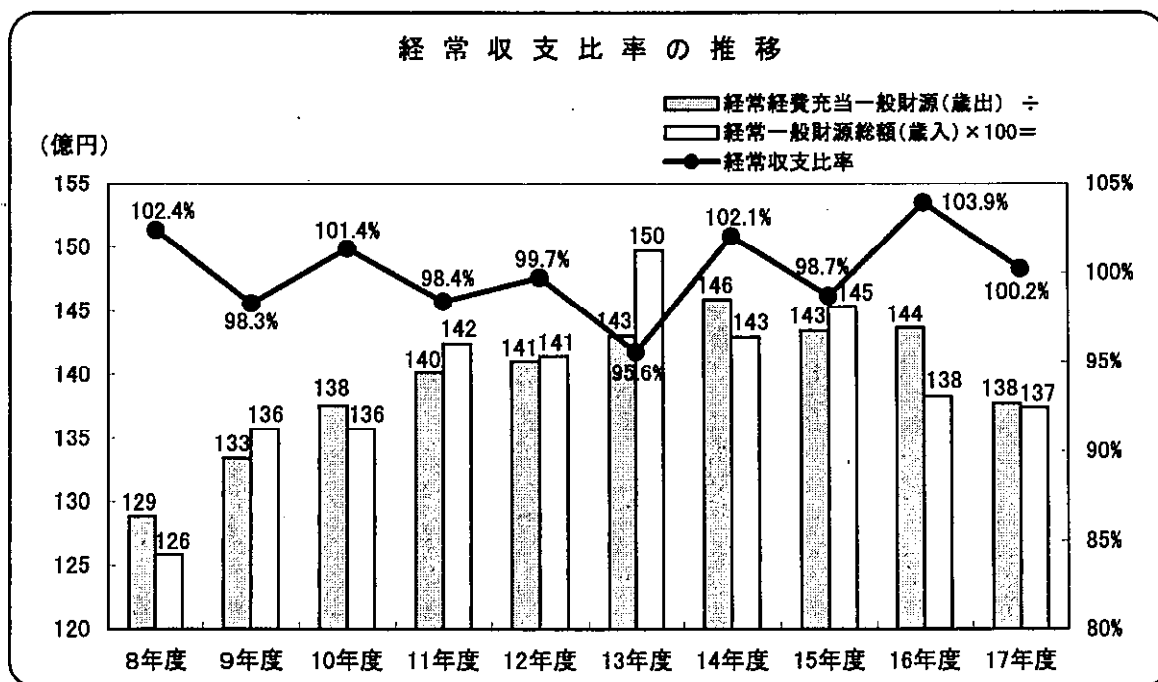
■経常収支比率等の推移

(単位:百万円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
経常経費充当一般財源	12,888	13,344	13,760	14,015	14,108	14,307	14,591	14,347	14,370	13,775
経常一般財源総額	12,588	13,576	13,576	14,244	14,147	14,973	14,297	14,536	13,829	13,746
経常収支比率	102.4%	98.3%	101.4%	98.4%	99.7%	95.6%	102.1%	98.7%	103.9%	100.2%

※13年度以降は減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた率

※12年度以前は減税補てん債を経常一般財源に加えない率

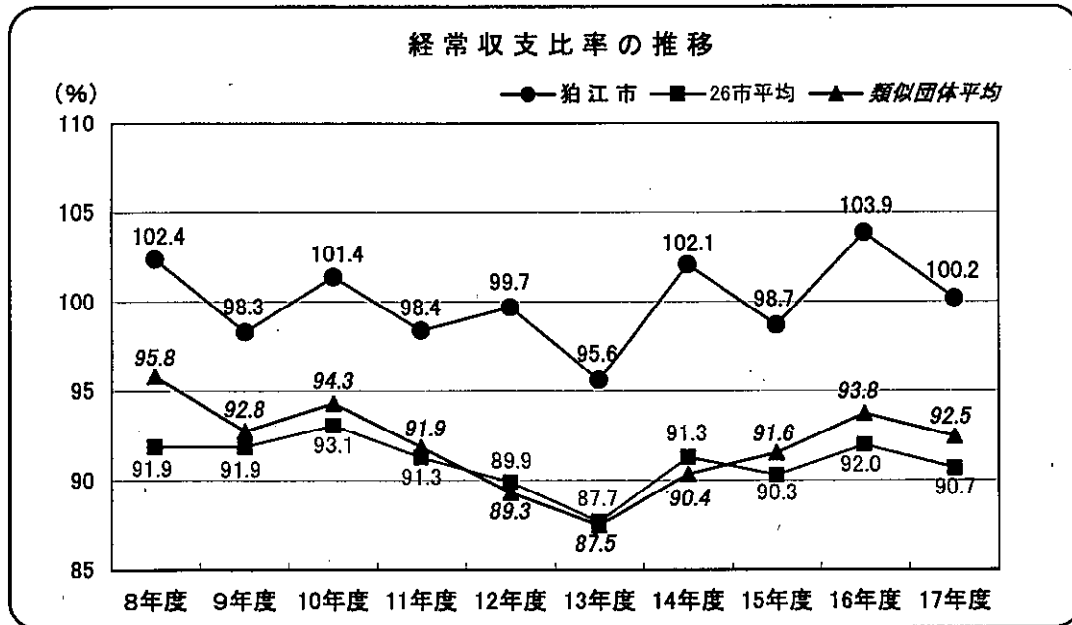


平成17年度は前年度より3.7ポイント下って100.2%となりましたが、依然26市の中で最も高い数値です。

経常経費充当一般財源（歳出）は公債費が増加しましたが、緊急行動計画の取組みにより人件費、物件費、補助費等が大きく減少し前年度比5億9,495万3千円（4.1%）減少しました。しかし、経常一般財源（歳入）については市税

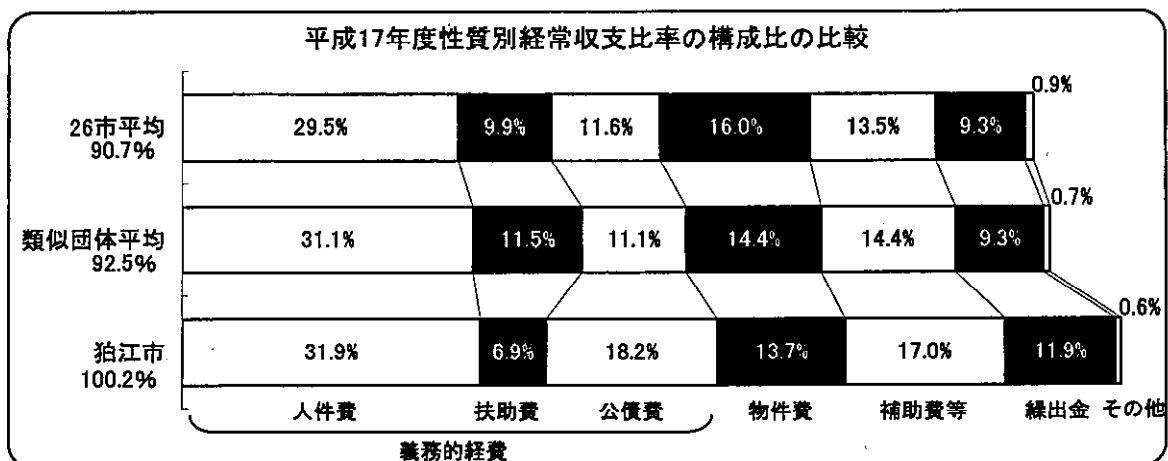
の若干の増加と税源移譲により所得譲与税が増加しましたが、普通交付税と臨時財政対策債が減少し前年度比 8,245 万 1 千円 (0.6%) 減少し、経常経費充当一般財源 (歳出) を下回りました。

この比率が 100%を超えているということは、経常経費が経常的に収入される一般財源でまかないきれないことを意味しており、市民の新たな行政需要に対応することが困難な状況にあるといえます。



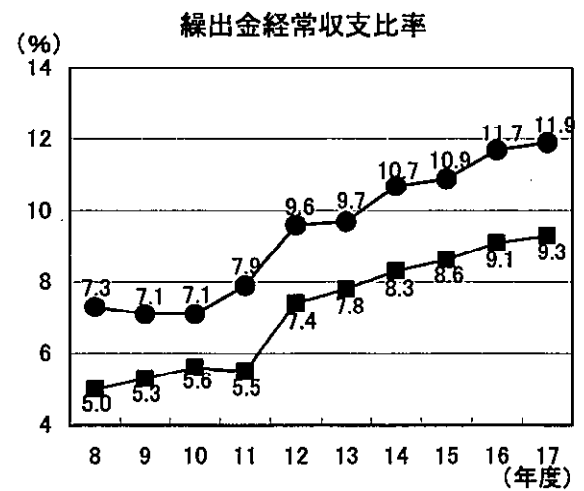
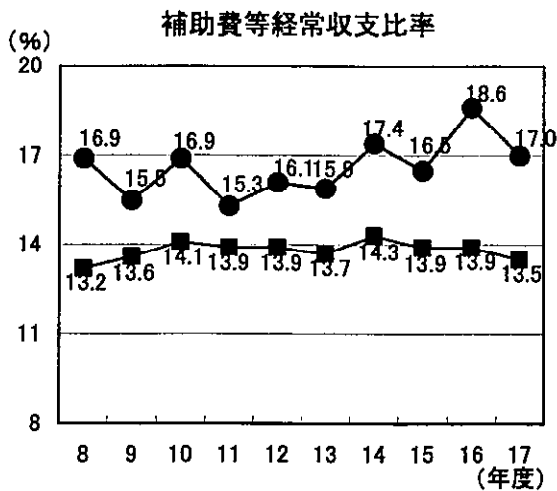
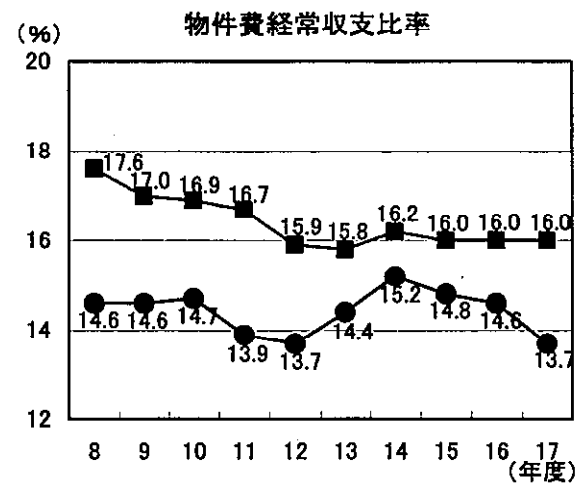
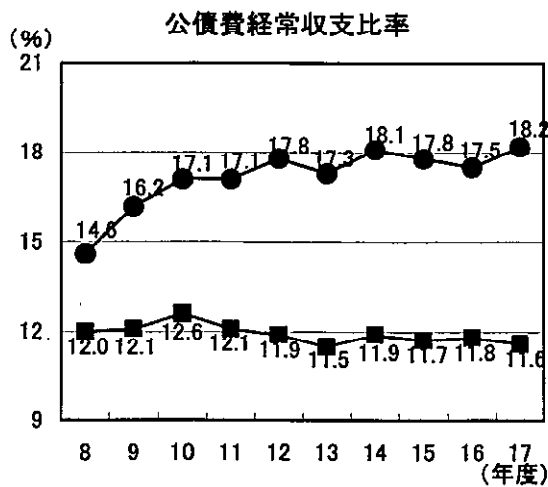
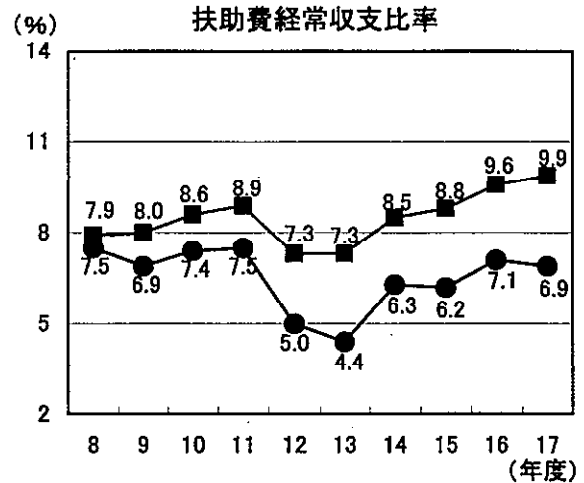
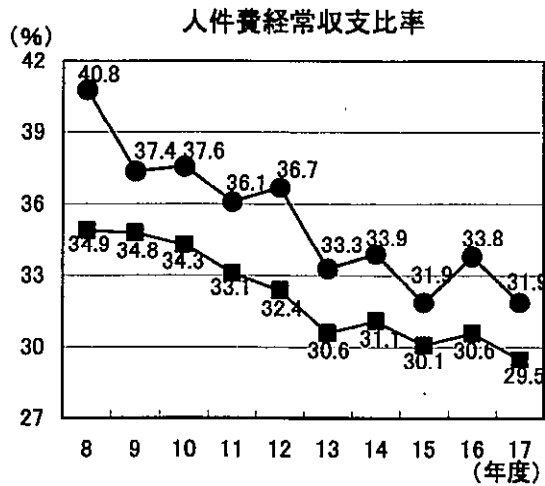
過去 10 年間の経常収支比率の推移を 26 市平均と類似団体平均とで比較しても市の比率は高く、5 年連続 26 市で最も高くなっています。

歳出の性質別でみると公債費の比率が 26 市で最も高く、人件費、補助費等、繰出金も高い比率となっています。逆に、扶助費、物件費は 26 市の中でも低い比率になっています。



■ 性質別歳出でみた経常収支比率の推移

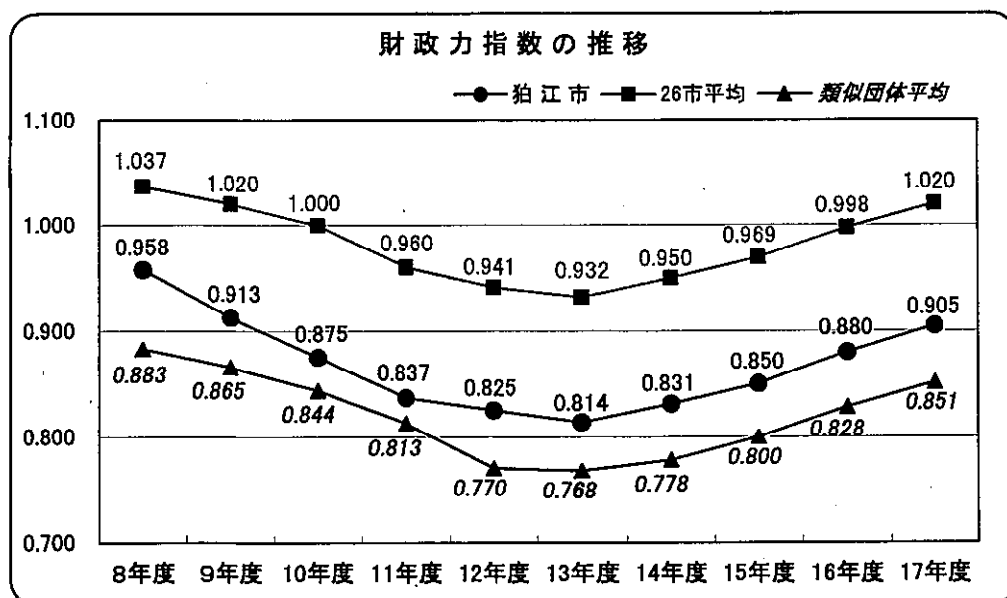
● 狛江市 ■ 26市平均



② 財政力指数

財政力指数は、自治体の財政力の強弱を測る指標であり、国から交付される普通交付税にどれだけ頼らずに財政運営しているかを意味しています。1を超えるほど普通交付税算定上では留保財源（自治体の独自の財源）が多く、財源に余裕があるとされています。

市の財政力指数は年々上昇し、3か年平均で0.905、単年度では0.926となりました。



[算定式]

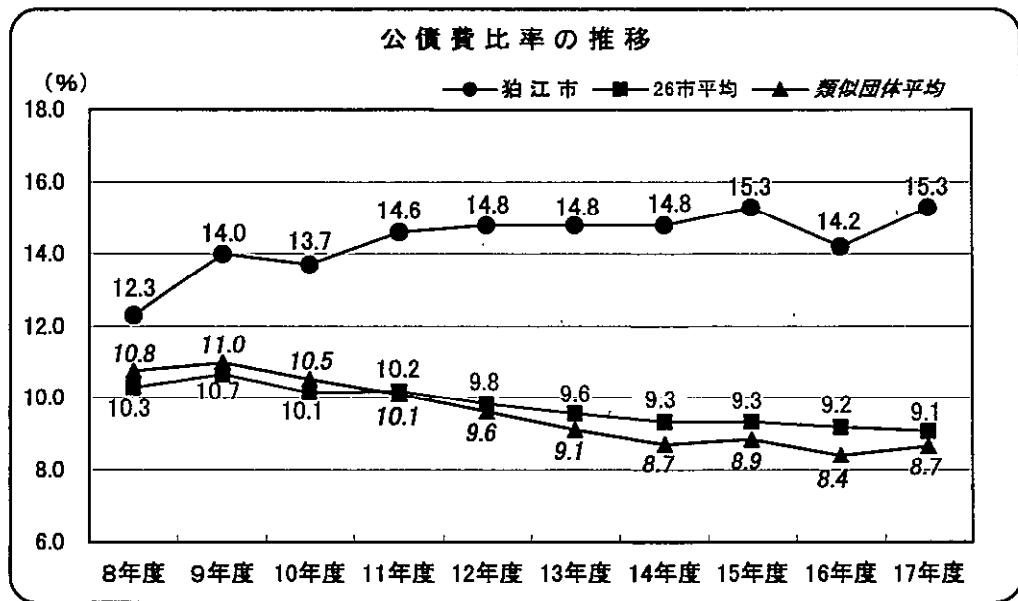
財政力指数＝

(基準財政収入額÷基準財政需要額) の過去3年間の平均値

③ 公債費比率

公債費比率は、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標の一つで、公債費の元利償還金に使われた一般財源の標準財政規模に対する比率であり、10%を超えないことが望ましいとされています。

市は17年度で15.3%と前年度を上回り、公債費が市財政を圧迫している状況にあります。



[算定式]

公債費比率＝

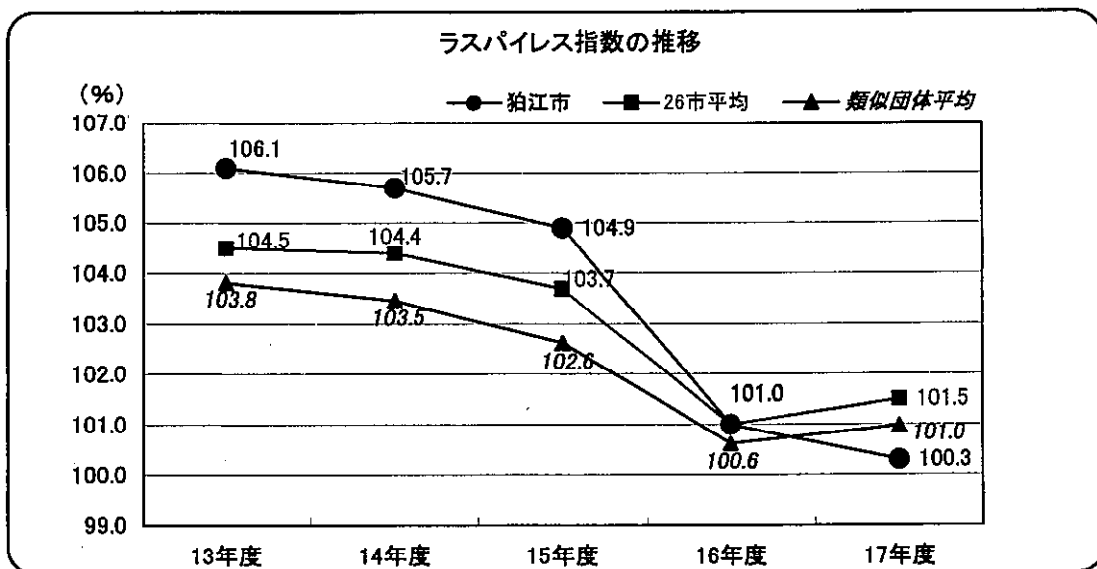
$$\frac{(\text{公債費元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}))}{(\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額})} \times 100$$

～ 職員給与と職員数の状況 ～

◆ ラスパイレス指数

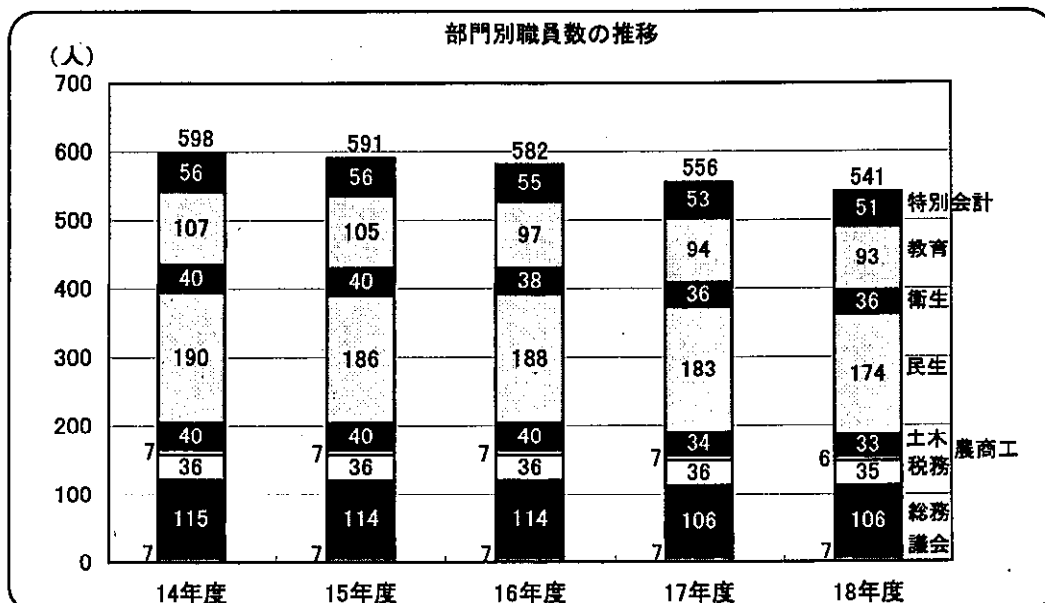
ラスパイレス指数は、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別・経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

平成15年度までは高い水準にありましたが、16年度からは26市平均まで下がりました。



◆ 職員数

市の職員数は、平成18年4月1日現在で541人です。前年度に比べ15人削減しています。(定員管理調査上の人数、教育長1名を含む)。



10 財務諸表

市の会計は、その年度のお金の出入りを歳入と歳出に単純に分けた単式簿記・現金主義を採用しています。これでは市の資産や負債の状況がどのようなになっているのか、年間にどれくらいの行政コストがかかっているのかということが分かりにくくなっています。

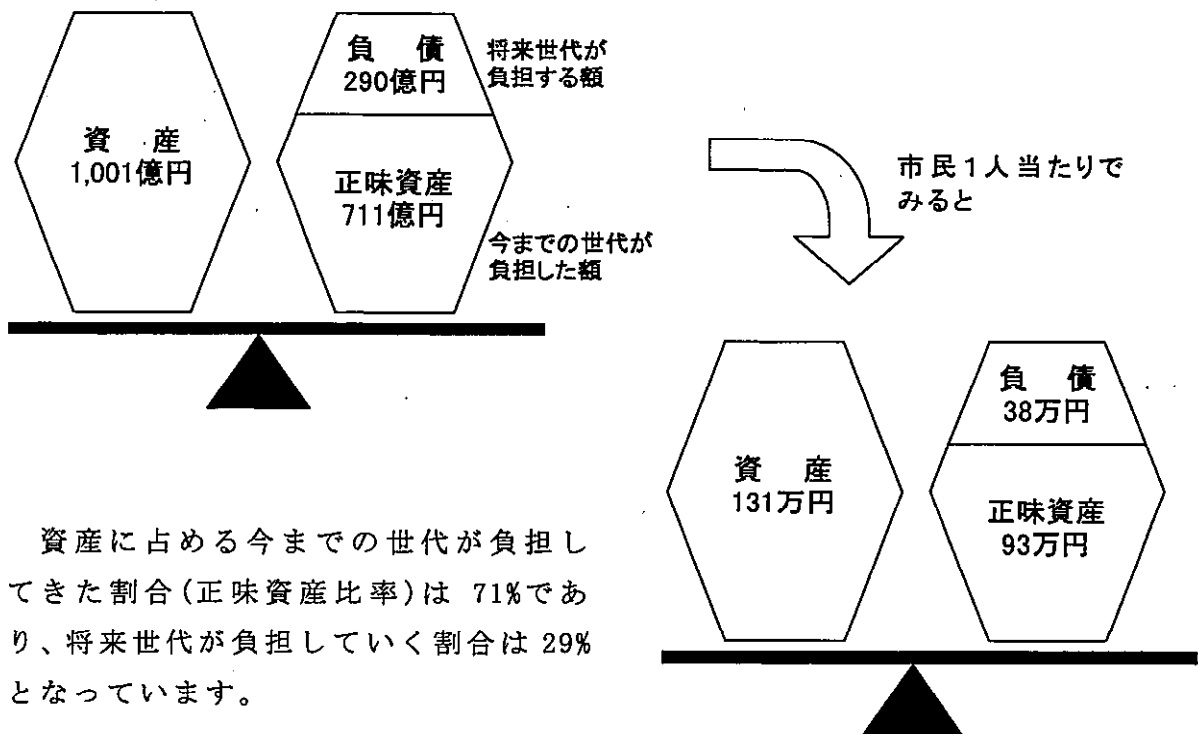
そこで、民間企業の複式簿記・発生主義に基づく会計手法を導入した「バランスシート(貸借対照表)」と「行政コスト計算書(損益計算書)」、「キャッシュ・フロー計算書」の財務諸表を作成しています。

なお、作成にあたっては、普通会計を対象としており、平成13年3月に総務省から報告された手法に基づいています。

① バランスシート

現在の公会計制度は、1年間の現金の出入りの結果を表しているのに対し、バランスシートは、過去から今まで財政運営により蓄積された資産や負債の状況を総括的に表したものです。

これにより市が現在どれだけの資産を持っており、また、それを形成するために今までの世代がどれだけ負担してきたのか、将来の世代がこれからどれだけ負担していくのかが分かります。



資産のうち有形固定資産は緑野小学校の新校舎建設や第六小学校の耐震補強・大規模改修工事などにより 11 億円の新たな増加がありましたが、それを上回る減価償却費があり、3 億円減少しました。

26

② 行政コスト計算書

バランスシートが資産と負債の面から財政状況を見ているのに対して、行政コスト計算書は人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービス（ソフト面のサービス）を市民の皆さんに提供するのにどれくらいの費用（減価償却費など非現金的支出を含む。）がかかり、それをどのような財源でまかなっているのかを表しています。

平成 17 年度の行政コストは 190 億円（前年度比 10 億円減）でした。市民 1 人当たりの行政コストは 25 万円で、目的別では民生費の 10 万円、性質別では移転支的的なコスト（扶助費、補助費等）の 12 万円が最も多く占めています。

■行政コスト計算書(平成17年4月1日から平成18年3月31日)

[行政コスト]

(単位:百万円)

			総額	構成比率	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農水業費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	不納欠損額	
1	人にかかるコスト	(1) 人件費	4,598	24%	283	1,384	1,450	267	9	16	36	410	12	731			
		(2) 退職給与引当金繰入等	241	1%	15	72	76	14	1	1	2	21	1	38			
		小計	4,839	25%	298	1,456	1,526	281	10	17	38	431	13	769			
2	物にかかるコスト	(1) 物件費	3,086	16%	20	530	559	955	50	3		219	35	715			
		(2) 維持補修費	84	1%		12	12	5				21	1	33			
		(3) 減価償却費	1,472	8%		78	201	121		1	2	575	65	429			
		小計	4,642	25%	20	620	772	1,081	50	4	2	815	101	1,177			
3	移転支出的なコスト	(1) 扶助費	3,268	17%			3,222							46			
		(2) 補助費等	3,146	17%	8	64	619	1,086	6	3	31	5	1,033	291			
		(3) 繰出金	2,409	13%			1,787					622					
		(4) 普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	6	0%						6							
		小計	8,829	47%	8	64	5,628	1,086	6	9	31	627	1,033	337			
4	その他のコスト	(1) 公債費(利子分のみ)	574	3%											574		
		(2) 不納欠損額	73	0%												73	
		小計	647	3%											574	73	
行政コスト			a	18,957		326	2,140	7,926	2,448	66	30	71	1,873	1,147	2,283	574	73
構成比率						2%	11%	42%	13%	0%	0%	0%	10%	6%	12%	3%	1%

[収入項目]

1	使用料・手数料等	1,105			99	325	371		2		159		149		
	行政コストに対する割合	6%			5%	4%	15%		7%		8%		7%		
2	国庫(都)支出金	3,655			278	2,804	314		6	4	28	104	117		
	行政コストに対する割合	19%			13%	35%	13%		20%	6%	1%	9%	5%		
3	一般財源	13,849													
	行政コストに対する割合	73%													
収 入		b	18,609												
4	正味資産国庫(都)支出金償却額	c	533												
5	期首一般財源等		44,650												
	差引一般財源等増減額(b-a+c)		185												
6	期末一般財源等		44,835												

③ 事業別コスト計算書

行政コスト計算書は、資産形成につながらない行政活動にかかるコストを非現金的支出も含めてトータルで把握するものです。これを事業別に分けることにより、それぞれの行政サービスに要した費用とそれに対して受益者負担（使用料・手数料等）の割合や市税等（一般財源）でどれだけ賄っているのかなどを明らかにすることができます。また、住民1人当たりなどの指標単位のコストなども把握することができます。

ここでは公立保育園、公園、ゴミ処理の3事業について事業別コスト計算書を掲載しました。

◆公立保育園の行政コスト

狛江市に6園ある保育園の運営にかかる経費は、平成17年度で11億8千万円でした。そのうち人件費が85%を占めています。園児1人当たりでみると192万円の経費がかかっていることになります。

財源内訳の使用料・手数料等のうち、保護者が負担する保育料は1億2千万円であり、財源の10%です。残りは国と都の負担金等が11%、市税等の一般財源が76%です。園児1人当たり146万円が市の負担となっています。

■公立保育園(6園)の行政コスト

(単位:千円)

行政コスト	17年度	16年度
人件費等	1,002,402	1,048,026
物件費	80,778	81,311
維持補修費	6,351	6,657
減価償却費	18,696	19,067
扶助費	72,099	76,819
補助費等	1,262	1,722
合 計 a	1,181,588	1,233,602

園児数(人) α	615	615
園児1人当たりのコスト(円) a/α	1,921,281	2,005,857

財 源 内 訳	17年度	16年度
使用料・手数料等 b	149,946	144,139
b/a	12.7%	11.7%
国庫(都)支出金 c	133,588	141,304
c/a	11.3%	11.4%
一般財源 d	898,054	948,159
d/a	76.0%	76.9%
園児1人当たりの市の負担額(円) d/α	1,460,250	1,541,722

※「人件費等」は「退職給与引当金繰入等」を含む

◆公園の行政コスト

狛江市には都市公園が22箇所（総面積 87,759.29 m²）、児童遊園が50箇所（総面積 14,788.61 m²）あります。

公園の維持管理等にかかる経費は、平成17年度で2億円です。緊急行動計画による委託内容の見直し等により前年度より17%削減しました。

財源内訳では特定財源は少なく、ほとんどを市税等の一般財源で賄っています。

■公園の行政コスト

(単位:千円)

行政コスト	17年度	16年度
人件費等	65,401	75,496
物件費	78,868	110,292
維持補修費	4,153	4,325
減価償却費	46,725	46,658
補助費等	1,633	1,423
合 計 a	196,780	238,194
公園面積(m ²) α	102,548	97,072
公園1m ² 当たりのコスト(円) a/α	1,919	2,454

財 源 内 訳	17年度	16年度
使用料・手数料等 b	449	733
b/a	0.2%	0.3%
国庫(都)支出金 c	2,000	0
c/a	1.0%	0.0%
一般財源 d	194,331	237,461
d/a	98.8%	99.7%
公園1m ² 当たりの市の負担額(円) d/α	1,895	2,446

※「人件費等」は「退職給与引当金繰入等」を含む

◆ゴミ処理事業の行政コスト

狛江市のゴミは稲城市にあるクリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）で焼却・破砕処理され、日の出町にある処分場（東京たま広域資源循環組合）で埋め立てられます。

ゴミ処理に係る経費は、平成17年度で18億円です。そのうち多摩川衛生組合と東京たま広域資源循環組合への負担金（補助費等）が経費の57%を占めています。

財源内訳の手数料・使用料等のうち、ゴミ処理手数料は2億8千万円で財源の16%です。平成17年10月から可燃・不燃ゴミ処理の有料化を導入したことにより手数料が増加しました。

■ゴミ処理事業の行政コスト

(単位:千円)

行政コスト	17年度	16年度
人件費等	151,603	155,363
物件費	582,066	528,520
維持補修費	3,416	1,179
減価償却費	36,032	37,895
補助費等	1,027,845	1,119,343
合 計 a	1,800,962	1,842,300
世帯数(世帯) α	37,546	37,143
1世帯当たりのコスト(円) a/α	47,967	49,600

財 源 内 訳	17年度	16年度
使用料・手数料等 b	356,196	137,226
b/a	19.8%	7.4%
国庫(都)支出金 c	125,000	123,000
c/a	6.9%	6.7%
一般財源 d	1,319,766	1,582,074
d/a	73.3%	85.9%
1世帯当たりの市の負担額(円) d/α	35,151	42,594

※「人件費等」は「退職給与引当金繰入等」を含む

④ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、行政活動を資金の流れからみたものであり、その年度の資金（財政調整基金、減債基金及び歳計現金）の増減内訳を表しています。「行政活動」「投資活動」「財務活動」の3つの活動区分に分けてキャッシュ・フローを表示しています。

■キャッシュ・フロー計算書

（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

（単位：百万円）

項	目	金	額
I 行政活動によるキャッシュ・フロー			
1	税収		11,164
2	使用料及び手数料収入		615
3	人件費による支出		△ 5,012
4	物件費により支出		△ 3,086
5	維持補修費による支出		△ 84
6	扶助費による支出		△ 3,268
7	諸収入		287
	小 計		616
8	交付金による収入		2,607
9	国庫及び都支出金による収入		3,650
10	分担金・負担金・寄附金による収入		147
11	補助費等による支出		△ 3,152
	行政活動によるキャッシュ・フロー		3,868
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1	有形固定資産の取得による支出		△ 1,168
2	国庫及び都支出金による収入		441
3	財産の売却・運用による収入		23
4	貸付金元利収入		0
5	貸付金の貸付による支出		0
6	投資及び出資による支出		0
7	他会計・基金からの繰入による収入		85
8	積立基金への積立による支出		△ 33
9	他会計・定額運用基金への繰出による支出		△ 2,450
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 3,102
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1	地方債の発行による収入		1,622
2	地方債の償還による支出		△ 1,927
3	支払利子及び公債諸費による支出		△ 574
	財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 879
IV 現金及び現金同等物の増減額			△ 113
V 現金及び現金同等物の繰越残高			667
VI 現金及び現金同等物の年度末残高			554
内 訳			
財政調整基金			27
減債基金			0
歳計現金			527

投資活動によるキャッシュ・フローの赤字額を、行政活動によるキャッシュ・フローの黒字額の範囲内におさめることができ、行政活動による余剰額で投資活動への支出が賄うことができました。しかし、地方債の元利償還金が借入額を上回っているため財務活動によるキャッシュ・フローは赤字となり、17年度中の全体のキャッシュ・フローは1億1,300万円の赤字でした。この赤字額は前年度からの繰越額を下回っていたため、17年度末残高は5億5,400万円の黒字でした。

～行政活動によるキャッシュ・フローとは～

経常的に行われる行政活動から発生するキャッシュ・フロー

この黒字額が小さい場合は財政構造が硬直化しているといえます。

～投資活動によるキャッシュ・フローとは～

社会資本形成につながる投資的な活動によるキャッシュ・フローの他、基金への積立てや取崩し、他会計への繰出しによるキャッシュ・フローも含んでいます。

この赤字額が行政活動によるキャッシュ・フローの黒字額の範囲内であることが望ましいといえます。

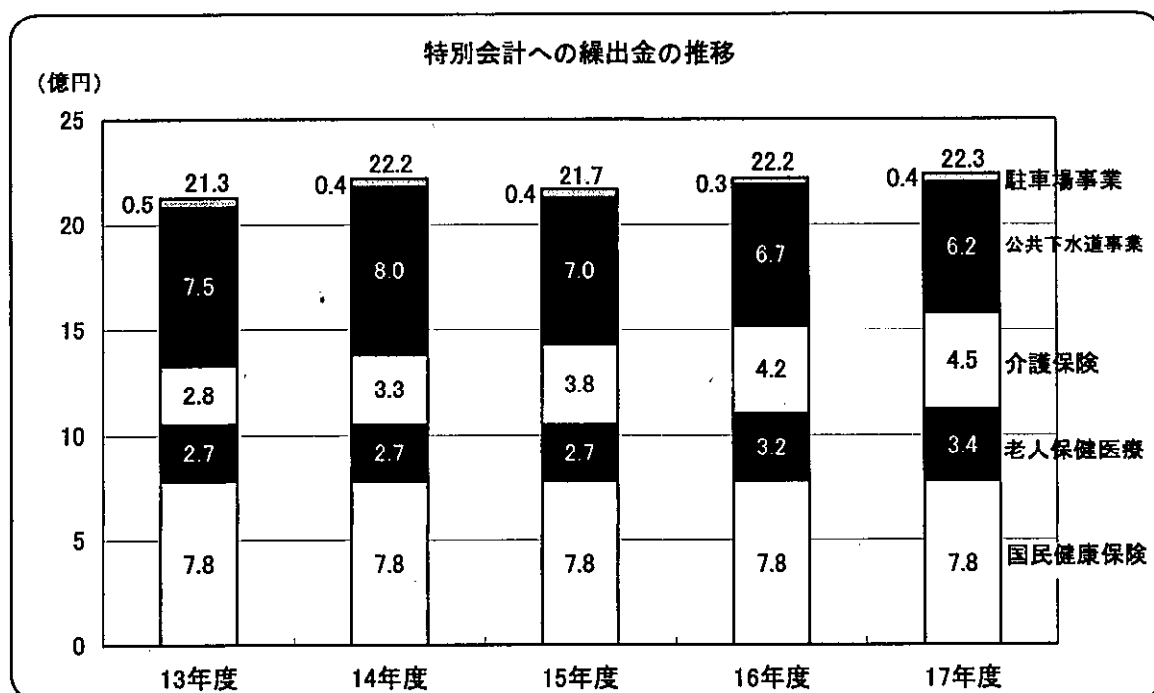
～財務活動によるキャッシュ・フローとは～

行政活動及び投資活動の結果から生じたキャッシュ・フローの差額を財務活動によってどのように補ったかを表します。

11 特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。

しかし、法令などにより事業の一定割合を一般会計で負担することが義務付けられている部分があり、これを繰出金として特別会計に支出しています。国民健康保険特別会計については、国民健康保険税の収入だけでは賅いきれず、赤字部分も法定外の繰出金として一般会計から支出しています。平成 17 年度では 6 億 1 千万円の法定外の繰出しをしており、一般会計を圧迫している要因の一つになっています。



① 国民健康保険特別会計

病気やケガなどで医療機関等にかかるときには、保険証が必要です。サラリーマンの方は社会保険、市の職員は共済組合保険、その他にも保険の種類はありますが、自営業の方や会社を退職された方などは市の国民健康保険に加入しています。

この国民健康保険特別会計は、加入者の納める国民健康保険税を収入源に運営しています。その他、国や都からの支出金や共同事業交付金などが歳入になります。

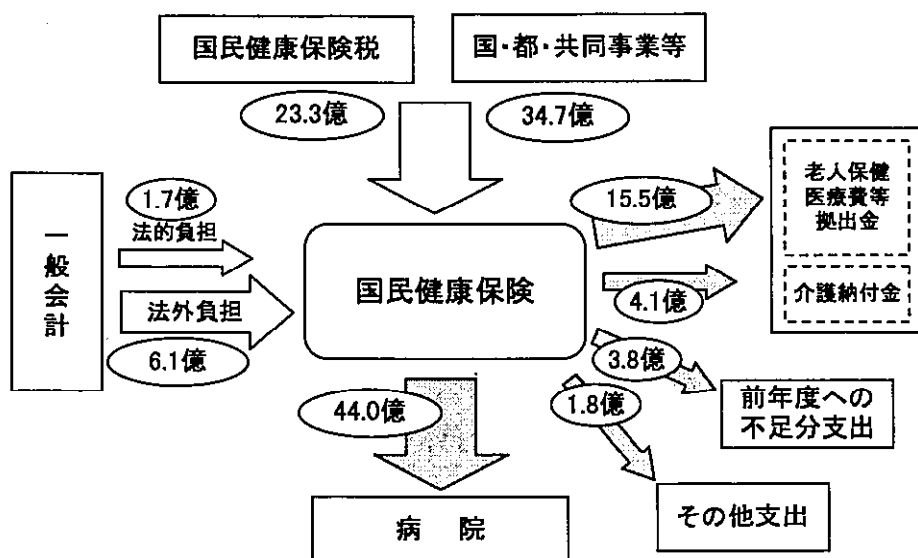
病院への支払いのうち、皆さんが支払う金額は全体の1～3割で、残りの7～9割はその方が加入している保険から病院に支払われます。このうち、国民健康保険に加入している方の分がこの会計から支払われています。その他、社会保険診療報酬支払基金への老人保健医療費等拠出金や介護納付金の支払いなどがあります。

■平成17年度国民健康保険特別会計決算状況

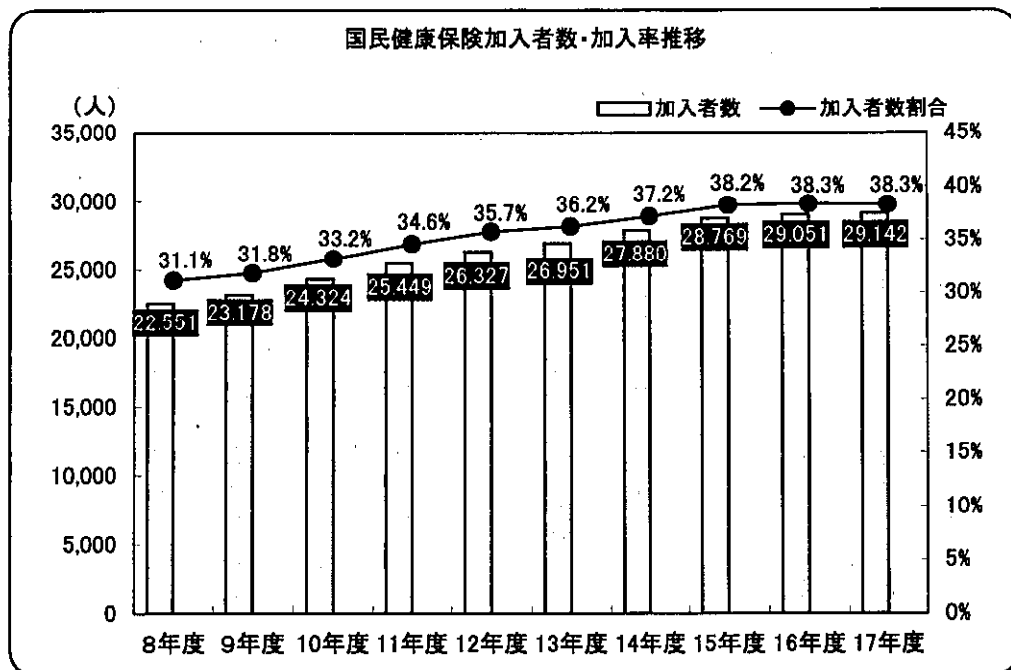
(単位:千円)

	平成17年度	平成16年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	6,573,418	6,183,309	390,109	6.3%
歳出総額	6,917,879	6,560,866	357,013	5.4%
差引額	△ 344,461	△ 377,557		

※ 不足分3億4,446万1千円は平成18年度予算から繰上充用しています



加入者の増加に合わせて医療費も年々増加し、国民健康保険税や国や都などからの補助だけで運営することが難しい状況になっています。そのため本来は独立して財政運営している一般会計から負担しており、平成17年度は法的な負担を除くと6億1千万円の超過負担（繰出金）がありました。



② 老人保健医療特別会計

老人保健制度は疾病の予防、治療、機能訓練などの総合的な保健事業を実施するとともに、老人福祉の増進を図ることを目的に、75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいをもつ方もしくは寝たきりの方を含む。）を対象に医療費の給付を行っています。

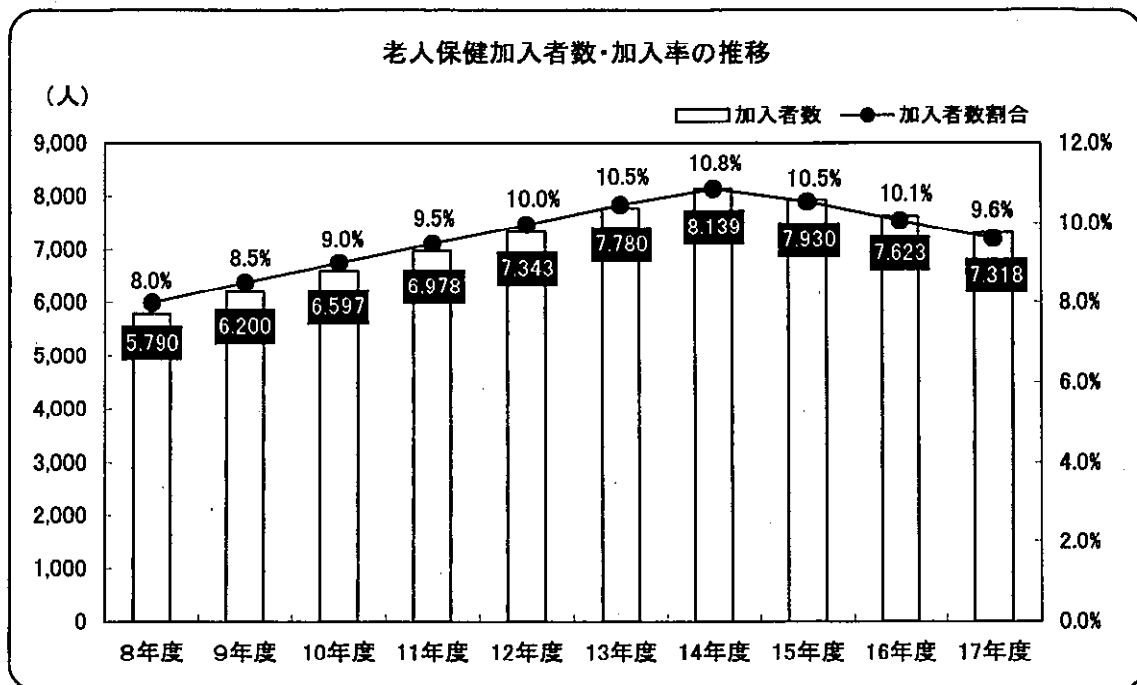
※平成14年9月30日までに70歳になった方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）については、引き続き老人保健医療の対象となります。

■平成17年度老人保健医療特別会計決算状況

（単位：千円）

	平成17年度	平成16年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	5,417,466	5,539,298	△ 121,832	△ 2.2%
歳出総額	5,460,189	5,539,575	△ 79,386	△ 1.4%
差引額	△ 42,723	△ 277		

※ 不足分4,272万3千円は平成18年度予算から繰上充用しています。



③ 介護保険特別会計

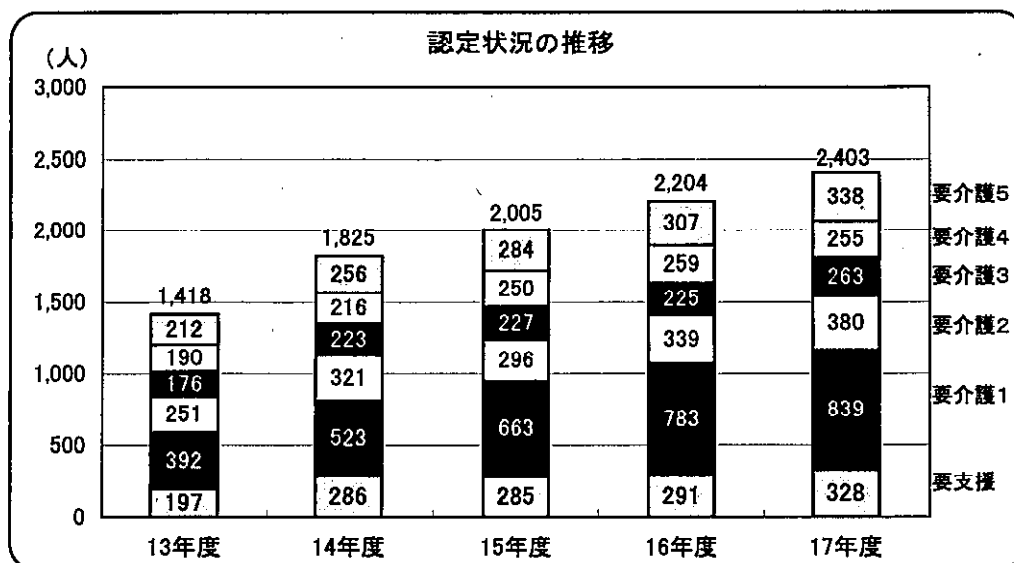
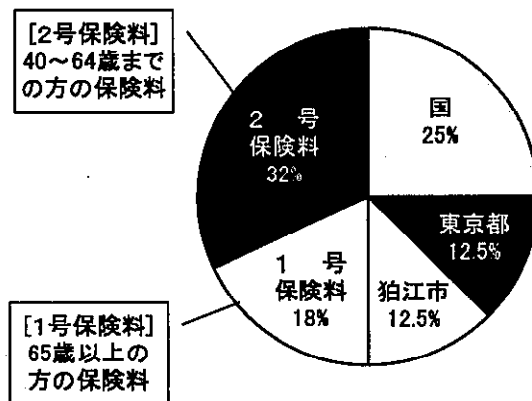
介護保険制度は、寝たきりや認知症などで、常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要ではないが、家事や身支度などで支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。

■平成17年度介護保険特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成17年度	平成16年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	3,273,092	3,112,704	160,388	5.2%
歳出総額	3,181,369	3,071,450	109,919	3.6%
差引額	91,723	41,254		

社会全体で支える制度であることから、本人の費用負担はサービス費用の1割で、残りの9割が市から支払われます。この9割の支払いの半分は40歳以上の方の保険料で、残りの半分は国・都・市で負担しています。



④ 公共下水道特別会計

ご家庭で流される水は下水道に流れ処理されます。狛江市では昭和 54 年に市内全域の下水道管の整備が終わり、下水を処理するための運営をこの公共下水道特別会計で賄っています。

皆さんの支払われる水道料金は、上水道料金と下水道料金の二つがあり、この内の下水道料金がこの会計の歳入になります。

■平成17年度公共下水道事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成17年度	平成16年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	2,240,886	1,754,926	485,960	27.7%
歳出総額	2,170,099	1,702,870	467,229	27.4%
差引額	70,787	52,056		

⑤ 駐車場事業特別会計

狛江駅北口の地下にある駐車場には、車 191 台分のスペースがあり、このうち時間貸し 103 台分の運営を駐車場事業特別会計で行い、残りを一般会計で行っています。

駐車料金（使用料）を収入源とし、駐車場業務を文化振興事業団に委託している支払いが主な事業費です。

■平成17年度駐車場事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成17年度	平成16年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	67,770	69,745	△ 1,975	△2.8%
歳出総額	67,770	69,745	△ 1,975	△2.8%
差引額	0	0		

⑥ 受託水道事業特別会計

水道事業は東京都（水道企業会計）から受託して、この受託水道事業特別会計で行っています。市の会計ではありますが、歳入・歳出とも財政面はすべて東京都であり、市の財源は使われていません。

■平成17年度受託水道事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成17年度	平成16年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	567,865	664,566	△ 96,701	△14.6%
歳出総額	567,865	664,566	△ 96,701	△14.6%
差引額	0	0		

◆ 參考資料 ◆

II - 5	II - 9
--------	--------

II - 5	II - 9
--------	--------

人	口	指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指 数	特 別 職 等 (18.4.1現在)	税 出
17年78,315人	増減率(17/12)年3.4%	鴻巣市 山村	＜こみし版見直し＞	基準財政需要額 9,835,012円	改定実施年月日	1人当り支給月額
18.3.31 76,126人	増減率(18/17)年-2.9%	鴻巣市 山村	＜こみし版見直し＞	基準財政収入額 9,104,281円	1人当り平均給料(報酬)月額	円
対前年増減率0.5%	増減率(18/17)年-2.9%	鴻巣市 山村	＜こみし版見直し＞	標準財政収支差額 730,731円	員 数	員 数
(参考)18.3.31現在	増減率(18/17)年-2.9%	鴻巣市 山村	＜こみし版見直し＞	財政力指数 0.905	加 入	加 入
65歳以上14,575人	増減率(18/17)年-2.9%	鴻巣市 山村	＜こみし版見直し＞	財政力指数 0.905	減 員	減 員
1 歳入総額	21,386,040	22,135,732	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
2 歳入総額	20,868,563	21,468,568	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	減 員	減 員
3 歳入増進率	527,487	527,487	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
4 歳入増進率	21,788	21,788	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
5 歳入増進率	527,487	527,487	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
6 歳入増進率	Δ117,898	72,967	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
7 歳入増進率	113,676	334	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
8 歳入増進率	86,734	653,724	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
9 歳入増進率	Δ80,947	Δ580,423	＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
10 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
11 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
12 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
13 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
14 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
15 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
16 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
17 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
18 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
19 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
20 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
21 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
22 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
23 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
24 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
25 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
26 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
27 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
28 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
29 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
30 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
31 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
32 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
33 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
34 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
35 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
36 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
37 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
38 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
39 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
40 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
41 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
42 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
43 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
44 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
45 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
46 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	増 員
47 歳入増進率			＜こみし版見直し＞	歳入増進率 100.2%	増 員	

■会計別歳入歳出決算状況

(単位:千円)

		H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり	
一般会計	歳入総額	27,030,570	26,493,562	25,689,412	26,976,208	23,589,710	25,449,352	22,661,723	22,862,923	24,261,598	21,400,555	281	
	歳出総額	26,545,352	25,798,141	25,321,721	26,522,043	23,264,111	24,922,458	22,419,847	22,289,916	23,594,434	20,873,068	274	
	差 引 額	485,218	695,421	367,691	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	7	
特別会計	国民健康 保 険	歳入総額	3,861,160	4,123,823	4,387,254	4,470,787	4,806,684	5,036,802	5,262,302	5,683,064	6,183,309	6,573,418	86
		歳出総額	3,744,278	4,061,254	4,370,109	4,444,165	4,831,261	5,177,941	5,324,547	6,002,149	6,560,866	6,917,879	91
		差 引 額	116,882	62,569	17,145	26,622	△ 24,577	△ 141,139	△ 62,245	△ 319,085	△ 377,557	△ 344,461	△ 5
	老人保健 医 療	歳入総額	4,108,696	4,333,239	4,699,135	5,202,088	5,308,409	5,364,944	5,505,777	5,329,868	5,539,298	5,417,466	71
		歳出総額	4,100,722	4,324,125	4,773,275	5,241,998	5,269,291	5,425,706	5,474,197	5,436,574	5,539,575	5,460,189	72
		差 引 額	7,974	9,114	△ 74,140	△ 39,910	39,118	△ 60,762	31,580	△ 106,706	△ 277	△ 42,723	△ 1
	介護保 険	歳入総額					1,713,226	2,146,670	2,336,889	2,833,494	3,112,704	3,273,092	43
		歳出総額					1,595,302	2,086,513	2,335,650	2,723,067	3,071,450	3,181,369	42
		差 引 額					117,924	60,157	1,239	110,427	41,254	91,723	1
	公 共 下 水 道	歳入総額	2,214,772	2,011,264	1,793,068	1,697,098	1,787,739	1,655,247	1,834,809	1,770,153	1,754,926	2,240,866	29
		歳出総額	1,965,904	1,880,068	1,789,602	1,623,972	1,782,439	1,648,683	1,807,675	1,736,843	1,702,870	2,170,099	29
		差 引 額	248,868	131,196	3,466	73,126	5,300	6,564	27,134	33,310	52,056	70,787	1
	駐 車 場 業 務	歳入総額	58,986	60,546	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	69,745	67,770	1
		歳出総額	58,986	60,546	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	69,745	67,770	1
		差 引 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受託水 道 業 務	歳入総額	869,844	933,767	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	664,566	567,865	7
		歳出総額	869,844	933,767	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	664,566	567,865	7
		差 引 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	歳入総額	38,144,028	37,956,201	37,544,892	39,313,850	38,052,374	40,546,492	38,713,263	39,307,994	41,586,146	39,541,052	519	
	歳出総額	37,285,086	37,057,901	37,230,730	38,799,847	37,589,010	40,154,778	38,473,679	39,017,041	41,203,506	39,238,239	515	
	差 引 額	858,942	898,300	314,162	514,003	463,364	391,714	239,584	290,953	382,640	302,813	4	

■普通会計決算状況

(単位:千円)

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり
歳入総額	25,645,143	25,127,562	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	21,396,040	281
歳出総額	25,159,925	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	274
歳入歳出差引額	485,218	695,421	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	7
繰越財源	21,000	81,174	194,720	2,414	358	71,511	7,915	598	21,788	0	0
実質収支	464,218	614,247	306,070	451,751	325,241	455,383	233,961	572,409	645,376	527,487	7
単年度収支	54,000	150,029	△ 308,177	145,681	△ 126,510	130,142	△ 221,422	338,448	72,967	△ 117,889	△ 2
積立金	5,138	225,749	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	113,676	1
繰上償還額	0	64,589	158,909	0	24,554	0	0	0	0	0	0
積立金取崩額	0	100,000	463,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	86,734	1
実質単年度収支	59,138	340,367	△ 492,189	213,699	△ 136,449	205,531	△ 343,276	522,122	△ 580,423	△ 90,947	△ 1

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計、差引額が合わないことがあります。

■歳入決算状況

(単位:千円)

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり
一 般 財 源	13,807,997	14,781,161	14,821,844	15,546,820	15,402,874	15,666,921	14,562,636	13,883,923	13,599,554	13,771,908	181
地 方 税	11,728,793	12,124,446	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	10,748,675	141
地方譲与税	420,374	226,612	124,477	127,893	132,284	136,465	134,691	143,529	277,066	415,582	5
利子割交付金	254,389	228,934	199,059	187,531	472,034	472,642	180,064	138,364	115,451	105,823	1
配当割交付金									30,251	49,977	1
株式等譲渡 所得割									31,290	73,066	1
地方消費税 交付金		153,701	667,717	621,329	640,697	688,715	602,659	680,405	765,287	708,543	9
特別地方消費税 交付金	357	550	667	483	211						0
自動車取得税 交付金	215,815	191,764	161,748	143,225	150,834	161,439	140,301	175,262	155,839	166,881	2
地方特例 交付金				460,694	545,748	540,020	548,848	524,568	507,687	511,096	7
地方交付税	1,175,733	1,842,713	1,929,331	2,542,669	2,395,711	2,381,606	1,893,632	1,469,825	1,099,695	980,456	13
普通交付税	914,565	1,574,785	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541	740,335	10
特別交付税	261,168	267,928	289,645	320,023	331,023	311,053	281,035	265,112	246,154	240,121	3
交通安全対策 特別交付金	12,536	12,441	12,313	12,344	10,734	11,757	11,668	12,530	12,108	11,809	0
特 定 財 源	11,837,146	10,346,401	9,742,117	10,209,804	6,841,733	8,207,673	8,099,087	8,731,245	8,536,178	7,624,132	100
分担金及び 負担金	274,767	265,165	272,954	244,166	126,121	110,138	120,032	105,083	121,930	111,190	1
使 用 料	210,974	212,766	224,962	230,062	220,301	231,926	245,413	261,087	270,057	274,733	4
手 数 料	69,065	71,738	87,943	92,854	107,018	105,827	107,399	106,783	119,790	339,584	4
国庫支出金	1,334,356	1,519,140	1,977,980	2,077,849	1,343,323	1,697,818	1,749,530	2,078,874	1,883,184	1,991,430	26
都 支 出 金	4,874,164	3,475,195	3,096,613	2,776,650	2,134,380	2,270,819	2,177,928	2,112,045	2,115,472	2,099,426	28
財 産 収 入	397,775	402,024	124,410	180,567	40,468	60,772	127,548	99,048	65,540	23,027	0
寄 附 金	29,805	64,745	19,023	58,511	17,054	71,812	31,160	51,963	127,965	35,648	0
繰 入 金	964,725	1,705,770	1,140,594	1,130,711	1,108,327	960,373	1,055,968	1,033,886	1,299,238	171,950	2
繰 越 金	410,218	485,218	695,421	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	9
諸 収 入	249,597	199,140	208,617	785,744	359,576	397,789	390,715	470,000	144,895	287,780	4
地 方 債	3,021,700	1,945,500	1,893,600	2,131,900	931,000	1,974,800	1,566,500	2,170,600	1,815,100	1,622,200	21
(うち減税補てん償)	(1,132,900)		(503,600)	(163,800)	(191,300)	(195,200)	(195,900)	(181,400)	(177,300)	(186,900)	2
(うち臨時税収補てん償)		(434,100)									0
(うち臨時財政対策債)						(337,300)	(720,800)	(1,582,500)	(1,145,000)	(875,500)	12
歳 入 総 額	25,645,143	25,127,562	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	21,396,040	281

■市税歳入決算状況

(単位:千円)

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり
個人市民税	6,376,836	6,839,303	6,368,116	5,966,911	5,739,422	5,726,122	5,638,158	5,423,293	5,233,000	5,358,649	70
法人市民税	458,375	396,020	323,526	277,600	288,050	451,619	303,352	290,628	322,729	324,365	4
固定資産税	3,535,330	3,480,392	3,617,240	3,743,120	3,622,377	3,696,121	3,728,624	3,611,700	3,704,553	3,763,280	49
軽自動車税	23,478	23,652	23,301	23,750	23,839	24,575	24,770	25,857	26,879	27,607	0
市たばこ税	325,825	397,271	382,283	401,711	400,659	403,175	395,688	476,130	405,695	360,431	5
特別土地保有税											0
都市計画税	1,008,949	987,808	1,012,066	1,037,560	980,274	972,665	960,181	911,832	912,024	914,343	12
市税歳入総額	11,728,793	12,124,446	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	10,748,675	141

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■目的別歳出決算状況

(単位:千円)

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり
議 会 費	327,393	313,990	316,530	314,739	328,952	304,985	301,346	308,092	312,770	311,020	4
総 務 費	2,662,190	3,051,301	2,749,497	2,693,656	2,912,606	2,830,756	2,841,106	2,926,028	2,464,346	2,375,131	31
民 生 費	6,614,454	6,764,654	6,824,546	7,545,125	6,736,205	6,980,947	7,248,876	7,504,509	7,722,638	7,652,839	101
衛 生 費	1,881,683	2,196,784	2,324,174	2,586,836	2,415,577	2,722,175	2,531,706	2,479,832	2,387,879	2,316,802	30
労 働 費	63,020	74,644	70,500	73,591	121,340	72,444	67,629	60,403	59,937	64,795	1
農 業 費	32,207	26,235	26,956	22,634	23,107	23,725	25,296	25,938	23,659	31,700	0
商 工 費	99,752	201,516	186,079	258,108	104,329	89,907	92,992	92,370	90,341	67,374	1
土 木 費	7,548,182	5,339,000	4,956,330	4,150,877	2,621,666	2,763,019	3,148,189	2,489,276	2,202,099	1,515,734	20
消 防 費	1,092,066	1,133,458	1,112,178	1,105,895	1,126,636	1,213,054	1,156,586	1,142,157	1,160,149	1,147,139	15
教 育 費	2,914,161	3,021,632	2,920,605	4,105,696	2,985,599	3,752,738	2,415,234	2,419,064	2,629,738	2,884,614	38
公 債 費	1,831,835	2,277,842	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	2,501,405	33
諸 支 出 金	92,982	31,085	91,623	1,531	209	0	0	0	0	0	0
歳 出 総 額	25,159,925	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	274

■性質別歳出決算状況

(単位:千円)

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり
業務的経費	10,319,896	10,817,943	11,304,394	11,398,374	10,910,358	10,783,949	10,801,971	10,969,397	10,976,627	10,781,666	142
人 件 費	5,774,056	5,774,920	5,784,657	5,802,194	5,919,392	5,685,798	5,477,728	5,336,109	5,249,836	5,012,005	66
うち職員給	4,337,541	4,353,263	4,367,045	4,310,956	4,274,635	4,118,729	3,953,445	3,820,385	3,720,422	3,542,255	47
扶 助 費	2,714,022	2,765,197	3,035,584	3,152,409	2,448,184	2,504,201	2,733,356	3,038,796	3,311,779	3,268,256	43
公 債 費	1,831,818	2,277,826	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	2,501,405	33
そ の 他 経 費	7,763,885	8,516,009	8,691,975	9,690,548	9,193,101	9,645,468	9,857,092	9,835,283	9,365,994	8,912,055	117
物 件 費	2,766,864	2,856,533	2,901,320	2,920,010	2,914,857	3,135,271	3,202,504	3,233,423	3,337,482	3,085,822	41
維持補修費	91,784	84,767	84,341	94,999	112,202	99,737	84,715	93,460	94,226	84,052	1
補 助 費 等	3,039,681	3,119,825	3,392,963	3,396,191	3,247,399	3,435,687	3,515,287	3,419,917	3,365,178	3,145,518	41
積 立 金	62,467	692,599	406,093	1,313,235	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	146,627	2
投資・出資 金・貸付金	100,963	103,140	62,318	86,746	73,546	93,458	44,185	2,260	669	340	0
繰 出 金	1,702,126	1,659,145	1,844,940	1,879,367	2,314,973	2,400,785	2,490,626	2,419,777	2,440,079	2,449,696	32
投資的経費	7,076,144	5,098,189	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	1,174,832	15
普通建設事業費	7,076,144	5,098,189	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	1,174,832	15
補助事業費	388,243	774,909	699,298	343,347	517,189	809,533	903,001	554,828	405,996	539,578	7
単独事業費	6,280,729	3,684,496	2,784,875	3,652,343	1,292,743	2,108,750	857,783	682,653	719,951	635,254	8
その他事業費	407,172	638,784	582,629	217,847	5,617	0	0	0	0	0	0
歳 出 総 額	25,159,925	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	274

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■基金の状況

(単位:千円)

		H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり
財政調整基金	積立額	5,138	225,749	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	113,676	1
	取崩額	0	100,000	463,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	86,734	1
	年度末残高	743,144	868,893	525,972	593,990	559,497	634,886	513,032	696,706	43,316	70,258	1
減債基金	積立額	10,000	390,055	271,952	1,188	891	221	100,193	65,160	32	67	0
	取崩額	0	0	0	136,000	200,000	0	170,000	223,000	100,000	0	0
	年度末残高	10,000	400,055	672,007	537,195	338,086	338,307	268,500	110,660	10,692	10,759	0
特定目的基金	積立額	47,329	76,795	14,062	543,419	178,726	224,920	176,436	193,612	127,994	32,884	0
	取崩額	581,000	947,691	660,000	546,734	314,644	538,556	302,000	365,600	221,243	65,000	1
	年度末残高	2,792,783	1,921,887	1,275,949	1,272,634	1,136,716	823,080	697,516	525,528	432,279	400,163	5
保健福祉施設等建設基金	積立額	4,212	5,415	3,093	654	201	60	55	10,032	317	14	0
	取崩額	70,000	428,000	240,000	250,000	42,400	97,600	8,000	4,000	0	0	0
	年度末残高	1,065,664	643,079	406,172	156,826	114,627	17,087	9,142	15,174	15,491	15,505	0
清掃施設建設基金	積立額	5,154	4,722	2,408	407,092	164,018	197,959	103,252	103,740	31	68	0
	取崩額	160,000	290,000	290,000	150,000	150,000	272,000	244,000	260,900	100,000	0	0
	年度末残高	787,846	502,568	214,976	472,068	486,086	412,045	271,297	114,137	14,168	14,236	0
都市整備基金	積立額	715	561	321	98	122	16	13	30,390	19	36	0
	取崩額	40,000	30,000	10,000	0	8,000	0	0	10,000	65,243	0	0
	年度末残高	94,724	65,285	55,606	55,704	47,826	47,842	47,855	68,245	3,021	3,057	0
緑化基金	積立額	16,909	63,451	6,465	64,976	13,699	26,760	73,074	49,379	127,589	32,623	0
	取崩額	174,000	69,500	120,000	40,000	30,000	42,000	50,000	89,500	56,000	65,000	1
	年度末残高	357,931	351,882	238,347	263,323	247,022	231,782	254,856	214,735	286,324	253,947	3
博物館建設基金	積立額	1,964	2,014	1,670	465	516	90	36	59	32	117	0
	取崩額	0	10,000	0	106,000	34,956	106,000	0	1,200	0	0	0
	年度末残高	346,066	338,080	339,750	234,215	199,775	93,865	93,901	92,760	92,792	92,909	1
図書館建設基金	積立額	10,055	120	101	36	39	18	6	12	6	26	0
	取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度末残高	20,145	20,265	20,366	20,402	20,441	20,459	20,465	20,477	20,483	20,509	0
少子化対策事業基金	積立額	0	0	0	70,096	131	17					
	取崩額	0	0	0	0	49,288	20,956					
	年度末残高	0	0	0	70,096	20,939	基金廃止					
宅地開発関連公共施設整備基金	積立額	8,320	512	4	2	0	0					
	取崩額	137,000	120,191	0	734	0	0					
	年度末残高	120,407	728	732	0	0	基金廃止					
土地開発基金	積立額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取崩額	371,760	640,000	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	299,700	0	0
	年度末残高	1,960,000	1,320,000	1,320,000	1,120,000	920,000	720,000	520,000	320,000	20,300	20,300	0
合 計	積立額	62,467	692,599	406,093	855,625	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	146,627	2
	取崩額	952,760	1,687,691	1,123,000	1,125,734	1,099,644	918,556	1,037,000	1,012,600	1,274,667	151,734	2
	年度末残高	5,505,927	4,510,835	3,793,928	3,523,819	2,954,299	2,516,273	1,999,048	1,652,894	506,587	501,480	7

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計、年度末残高が合わないことがあります。

■市債残高の状況

(単位:千円)

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	市民1人 当たり
一般公共事業債	1,317,731	1,301,073	1,258,715	1,200,218	1,140,363	1,115,395	1,091,304	1,045,485	1,121,653	1,040,853	14
一般単独事業債	3,473,121	3,866,915	4,264,975	5,442,761	5,477,996	5,391,962	5,258,416	5,081,661	4,716,417	4,326,166	57
義務教育施設整備事業債	2,845,664	2,686,013	2,566,672	2,326,125	2,211,157	2,547,420	2,270,584	1,989,157	1,800,317	1,940,973	25
災害復旧事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物処理事業債	429,300	403,451	374,307	343,898	312,170	313,665	279,125	243,085	201,306	157,854	2
厚生福祉施設整備事業債	4,653,201	4,543,573	4,394,087	4,134,724	3,865,419	3,585,677	3,294,976	3,008,466	2,723,193	2,454,717	32
公共用地先行取得事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政対策債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源対策債	203,076	225,665	238,135	293,508	294,321	293,307	334,874	335,686	306,770	285,369	4
減収補てん債 (S57.61,H5～7.9～13年度分)	455,769	531,923	633,269	683,192	848,076	845,730	787,885	717,039	636,500	555,962	7
臨時財政特例債	145,932	139,120	131,948	124,397	116,447	108,076	99,260	89,978	80,203	69,907	1
公共事業等臨時特例債	150,348	131,512	111,856	91,347	69,946	47,615	24,314	0	0	0	0
減税補てん債	3,296,800	3,180,682	3,531,432	3,536,019	3,561,478	3,583,932	3,574,959	3,535,359	3,526,645	3,455,081	45
臨時税収補てん債	0	434,100	434,100	434,100	424,952	403,388	381,353	358,836	335,828	312,317	4
臨時財政対策債	0	0	0	0	0	337,300	1,058,100	2,640,600	3,785,600	4,644,941	61
調整債	143,381	134,023	124,145	113,718	102,712	91,093	78,826	65,876	52,204	37,768	0
減収補てん債 (H14年度分)	0	0	0	0	0	0	122,000	122,000	122,000	117,308	2
都貸付金	6,742,542	6,890,334	6,737,185	6,645,915	6,192,447	6,132,449	5,870,360	5,553,926	5,407,442	5,111,808	67
特定資金公共事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債残高総額	23,856,865	24,468,384	24,800,826	25,369,922	24,617,484	24,797,009	24,526,336	24,787,154	24,816,078	24,511,024	322
(うち減収補てん債)	884,846	926,385	993,115	1,007,230	1,135,115	1,095,769	1,122,923	1,015,077	897,539	775,308	10

■財政指数の状況

(単位:千円)

	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
基準財政需要額	10,526,878	10,972,422	11,184,383	11,262,293	11,406,044	11,293,569	10,835,028	9,922,588	9,825,152	9,836,012
(臨時財政対策債振替前)						11,630,900	11,587,948	11,505,128	10,970,163	10,711,570
基準財政収入額	9,628,764	9,387,783	9,537,634	9,032,429	9,341,356	9,286,339	9,215,763	8,689,737	8,971,611	9,104,281
標準財政規模	13,707,003	14,044,168	14,310,119	14,218,800	14,472,719	14,404,039	13,850,935	12,739,996	12,761,927	12,737,207
財政力指数	0.958	0.913	0.875	0.837	0.825	0.814	0.831	0.850	0.880	0.905
(単年度)	0.915	0.856	0.853	0.802	0.819	0.822	0.851	0.876	0.913	0.926
実質収支比率	3.4%	4.4%	2.1%	3.2%	2.2%	3.2%	1.7%	4.5%	5.1%	4.1%
経常一般財源比率	91.8%	96.7%	94.9%	100.2%	97.8%	100.3%	96.6%	100.3%	98.0%	99.6%
公債費比率	12.3%	14.0%	13.7%	14.6%	14.8%	14.8%	14.8%	15.3%	14.2%	15.3%
起債制限比率	9.8%	11.1%	12.1%	12.9%	13.2%	13.5%	13.5%	13.1%	13.1%	13.4%
公債費負担比率	11.2%	13.4%	14.7%	14.3%	14.9%	15.1%	15.2%	15.3%	14.4%	15.7%
減収補てん債・臨時財政対策債を 経常一般財源等に加えた経常収支比率	93.9%	95.2%	97.7%	97.3%	98.4%	95.6%	102.1%	98.7%	103.9%	100.2%
減収補てん債・臨時財政対策債を 経常一般財源等に加えない経常収支比率	102.4%	98.3%	101.4%	98.4%	99.7%	99.1%	109.0%	112.3%	114.9%	108.6%

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

O

O

◆ 財 政 用 語 解 説 ◆

出典：「地方財政小事典」（ぎょうせい）

地方自治財政用語 (50 音順)

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計である。一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされている。

一般会計は、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、その意味では地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計ということができる。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費は一般会計に計上される。

地方公共団体の会計は単一会計主義といわれるように、本来単一の会計によって経理されるのが理想とされるが、現在のように行政の活動範囲が広範多岐にわたってくると単一の会計ではその内容がかえって複雑になり、内容も理解しにくく、会計処理も困難になってくるため、会計を一般会計と特別会計に区別できることとなっている。

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般には、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金などを一般財源といい、特に、地方税、地方譲与税、(地方消費税交付金)及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましく、最近の地方財政の決算状況をみると、国庫支出金や地方債等の特定財源の占める比率が低下し、相対的に一般財源の比率は高まりつつある。

会計年度

会計年度とは、地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいう。

地方公共団体の会計年度は、国と同様、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

会計年度が設けられた趣旨は、一定期間を単位とした財政的な計画のもとに、経済的な活動を規制し、その実

績を明確にしようとしたことである。つまり、地方公共団体の収入支出のくぎりをなす期間、いわば予算の効力のある期間であって、予算の編成及び執行上の時間的な限界であるという意味である。

地方公共団体の財政計画を1年の期間をもって整理区分している以上、その期間において起こった収入と支出は、一切当該期間内に整理し、完結し、他の年度に影響を及ぼさない建前が必要である。したがって、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとし、会計年度独立の原則をとっている。

基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされている。

基金は、①特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの(例えば学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債を償還するために積み立てる現金等)、②特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの(例えば資金の貸付又は物品の集中購買等特定の事業や事務を運営するために設けられる原資金等)一との2種類に大別することができる。

起債制限比率

地方公共団体の財政運営の健全性の担保として、地方債の制限について、昭和27年度の地方債許可方針に「昭和27年度以降の元利償還額が多額にのぼり、当該団体の財政を圧迫する団体」については、一般単独事業の起債許可を抑制することがある旨初めて明らかにされたが、それ以降幾多の変遷を経て昭和52年度以降はほぼ現行の起債制限比率による制限がなされている。

この起債制限比率は地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されるものである。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額である。具体的には、各収入項目ごとに特定の算式により算定した額の合算額である。

基準財政収入額は、基準財政需要額が地方公共団体の実際の財政需要を示すものでないのと同様に、地方公共

団体の徴収実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものである。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を客観的、合理的に測定したものととして、財政力指数や標準税収入額等の算定に活用されている。

基準財政需要額 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。各行政項目ごとに基準財政需要額は、次の算式により算定される。

基準財政需要額＝単位費用×（測定単位の数値×補正係数）

基準財政需要額は、我が国の地方財政調整制度にはじめて財源保障機能を取り入れた地方財政平衡交付金制度によってもたらされた概念であるが、地方交付税制度においても各地方公共団体ごとの財政需要を合理的に算定する方法として引き続き採用されたものであり、その性格並びに算定上の基本的な考え方は、次のとおりである。

- ①財政需要額として算定されるものは、一般財源をもって賄われる額であり、国庫支出金、使用料、手数料等の特定財源を充当される部分を除いたものであること。
- ②各地方公共団体において現実に必要なとする経費の額を算定するものではなく、客観的にあるべき財政需要額を算定するものであること。
- ③地方公共団体のあらゆる行政経費を算入するものではなく、基準財政収入額が税収入の一定割合の額であることも関連して、主に義務的性格の強い経費や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性の強い経費や地方公共団体ごとの独自性の強い経費は必ずしも算入されないものであること。

なお、各行政項目ごとの基準財政需要額は、これを經常経費、投資的経費及びその他の経費に分けて算定する。

義務的経費 義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられた任意に削減できない経費をいうが、極めて硬直性の強い経費である。

歳出のうち經常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属するが、なかんずく人件費、扶助費、公債費の三つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。

歳出の構成において經常的経費の比率が低いほど財

政構造の弾力性が確保されることとなるが、この經常的経費すなわち先の述べた6項目の費目のうち、人件費、扶助費、公債費の占める比率が大きければ大きいほど、經常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくる。

繰上充用 会計年度経過後その会計年度の歳入が歳出に不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができる。これを「繰上充用」という。

繰上充用は会計年度独立の原則の例外をなすものであり、手続としては必要な額を翌年度の歳入歳出予算に組込みことが必要であり、その時期は会計年度経過後出納整理期間に行うのが通例である。

繰入金 地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表す用語として、繰入金という用語を使用している。繰入金は一般会計の歳入款項区分によれば特別会計繰入金、基金繰入金、財産区繰入金（市町村のみ）に分かれている。

繰越金 一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純剰余金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てべき繰越金の二つに分けられる。

地方公共団体において決算上の剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないこととされているが、この翌年度歳入に編入される剰余金は、繰越金として受け入れることとなっている。

繰出金 繰出金とは、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費である。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

繰出金の例としては、一般会計から公営企業会計・国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費等の補助のため支出されるもの等がある。

形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額を形式収支という。

形式収支は出納閉鎖期日における当該年度に収入された現金と支出された現金との差額すなわち現金主義による表示である。当然歳入決算額が歳出決算額を上回

れば黒字決算であり、下回れば赤字決算となる。

経常一般財源 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用し得る収入を経常一般財源という。

具体的には、普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないものをいう。

歳入総額又は一般財源総額のうちに占める経常一般財源の割合により、当該団体の収入の安定性を財政上の自立性がどの程度確保されているかを推測することができる。また、経常一般財源を標準財政規模と比較することによって、歳入構造が判断される。

経常一般財源比率 標準財政規模に対する経常一般財源の割合を経常一般財源比率という。

標準財政規模は交付税における需要、収入計算を基礎として算定される標準的な経常歳入の規模を表し、経常一般財源は経常的に収入される現実の一般財源の額であるから、この両者を比較することにより当該団体の歳入構造の内容を判断することができる。

この比率は「100」を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、したがって歳入構造に弾力性があることが示される。

経常収支比率 経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

要するに人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみることににより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられている。

経常的経費には経常的な特定財源が充当されるほか、その未充当部分は経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常的経費の未充当部分に充ててなお残余があるのが通常である。

経常収支比率は、一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当と考えられ、これが

各々5%を超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならない。地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面行政活動の多様化等から、人件費等経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況である。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

決算統計 決算統計は、地方財政状況調査の一環として、総務省により毎年定期的に行われている。決算統計は、地方公共団体の決算に関する統計であるが、これは予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかをみるための基礎となるものであり、地方財政全体の毎年度の執行結果を表すものとして地方財政関係統計の中でも最も基本的かつ重要な統計の一つである。

減債基金 地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法第241条の規程に基づいて設けられる基金の一つである。

公債費は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されなければならない義務的経費であるため、この償還を計画的に行うために資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金である。

公債費比率 地方公共団体は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼んでいる。

地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、後年度の財政負担となるので、その限度をどこに求めるかが常に問題となる。これを計数的に見ようとするのが公債費比率であり、通常財政構造の健全性がおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。

公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

交付団体・不交付団体 普通交付税の交付を受け
る団体を「交付団体」とい
い、交付を受けない団体を「不交付団体」という。

地方交付税法の規定により算定した基準財政需要額
が基準財政収入額を超える財源不足団体が原則として
交付団体となる。

財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源
の不均衡を調整するための積み立て
る基金である。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税
収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の
増加を余儀なくされたりするものであり、このような予
期し得ない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的
視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に
余裕のある年度に積み立てておくことが必要である。

財政力指数 地方交付税法の規定により算定した基
準財政収入額を基準財政需要額で除し
て得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方公共団
体の財政力を示す指数として用いられる。

財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源
に余裕があるものとされている。

市町村民税 市町村民税は、固定資産税とともに市町
村税の太宗をなす税であって、個人及び
法人等に対し、「均等割」又は「均等割及び所得割若し
くは法人税割の合算額」によって課税される。市町村民
税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれる。

市町村民税の納税義務者は、①市町村内に住所を有す
る個人、②市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有す
る個人でその市町村内に住所を有しない者、③市町村内
に事務所又は事業所を有する法人、④市町村内に事務所
又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者
又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの、
⑤市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する
施設を有する法人又はみなし法人でその市町村内に事
務所又は事業所を有しないもの、⑥市町村内に事務所、
事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代
表者又は管理人の定めのあるものでみなし法人以外の
もの一である。

以上のうち、②、⑤、⑥の場合は均等割額についての
み納付義務がある。

実質公債費比率 地方税や普通交付税等の一般財源
のうち、公債費や公営企業債に対す
る繰出金などの公債費に準ずるもの、一部事務組合負担
金のうち公債費に該当するものを含めた実質的な公債
費相当額から普通交付税が措置されている額を控除し
た額の占める割合の前3ヶ年度の平均値をいいます。地
方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行
に際し、都道府県知事の許可が必要となります。

実質収支 実質収支とは、歳入歳出差引額（形式収支）
から翌年度へ繰り越すべき財源、すなわち
継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越、
支払繰延に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を控除した
決算額をいう。

実質収支は、形式収支に発生主義的要素を加味して、
本来当該年度に属する支出（翌年度への繰越額）を債務
要素とみなし、本来当該年度に属すべき収入（翌年度へ
の繰越額に係る未収入特定財源）を債権要素とみなして、
両者を加減した実質的な収入と支出の差額である。

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断す
る重要なポイントである。地方公共団体は営利を目的と
して存在するものではない以上、実質収支において黒字
の額が多いほど良いといえるものではない。この意味に
おいて、適度の剰余とは、後年度の財源調整の範囲内に
求められるべきであって、経験的にはおおむね標準財政
規模の3%から5%程度が望ましいと考えられ、それ以
上の剰余は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充
てられるべきものである。

実質収支比率 標準財政規模に対する実質収支額の
割合を実質収支比率という。

実質収支が黒字の場合、当該比率が適正か否かは、当
該団体の財政規模とか、現在の当該団体の置かれている
状況、あるいは当該年度の経済の状況等に影響されると
ころが大きい。経験的にはおおむね標準財政規模の3
~5%程度が望ましいと考えられている。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率が一定の限度
を超える比率の団体は、現行制度上翌年度の地方債の発
行が制限される。

実質単年度収支 単年度収支のなかには実質的な黒
字要素や赤字要素が含まれている。
これらを控除した単年度収支を実質単年度収支という。

例えば財政調整基金への積立金とか、後年度の債務を
繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字
要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかった

ならば当然実質収支はそれだけ黒字額が増加していたはずである。また、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取崩額は実質的な赤字要素である。

このように当該年度に、これらの黒字、赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。

純計 地方公共団体の各会計を単純に合計して財政規模を把握するのでは、各会計相互間の出し入れ部分について重複することとなる。したがって、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に分かれ、各会計は相互に複雑な出し入れ関係を伴っている。例えば普通会計に属する会計において、公営事業会計等のような普通会計に属さない会計の公債費や普通建設事業の負担をすることがある。当然、この負担に伴う国庫支出金や、その他の収入が計上されている場合も負担（支出）と同じく収入自体も公営事業会計に移し替えなければ純計は求め得ないこととなる。

要するに、一般会計や特別会計を単純に合計しただけでは、相互に重複する部分が必ずあり、それだけ実際の財政規模よりも膨らむこととなるため、各会計間の重複を控除する必要があるわけである。

性質別分類 地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類することを性質別分類という。これは予算及び決算における「節」の区分を基準としたものである。

地方公共団体の経費（歳出）の性質別分類は、当該団体の財政の体質を分析する上に必要欠くべからざるものであって、この分類の結果から財政運営の指針を見出すことができるものである。

単年度収支 単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。

実質収支は前年度以前からの収支の累積である。したがって、その中には前年度の実質収支が赤字にせよ黒字にせよ含まれていることとなる。当該年度だけの収支を

把握する場合には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要がある。

地方公共団体 地方公共団体とは、一定の地域を基礎として、その地域内の住民を人的構成要素として、その地域内における行政を行うために、憲法上保障された自治権を行使することを目的とする法人をいう。地方自治法は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に大別し、前者には都道府県及び市町村が、後者には特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団がある。

地方交付税 国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにある。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれている。普通交付税は、地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定上必然的に生ずる画一性と算定の時期的な関係等から、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものである。

地方債 地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。また、地方債を起こすことを起債という。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を負担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、地方債を経費の財源とするものである。

地方債の種類は、対象事業、発行形態、引受資金の種

類等によっていろいろに分類されている。

積立金 積立金には、地方自治法第241条の規定に基づき特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費を計上する。

積立金とは、一般に、財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び収税その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

投資的経費 投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費という。

経費の支出効果がどの程度後年度の住民にサービス提供の効用を及ぼすことができるかどうか、に着目した経費の性質別分類の一方法であって、これに対応する分類としては消費的経費がある。

投資的経費は、生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質的経費としては、①普通建設事業費、②災害復旧事業費、③失業対策事業費一が挙げられる。

特定財源 財源の使途が特定されているものを特定財源という。

特定財源に分類されるものとしては国庫支出金（都道府県支出金）、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち使途が特定されているもの等である。

地方債は建設事業の財源として借り入れるものであり、当然使途は指定されている。分担金、負担金は地方公共団体が受益者から、当該事業の分担負担費用として徴収するものである。使用料は行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対し、維持管理費又は減価償却費の限度内で使用者から徴収するものであり、手数料は特定の者のためにする事務に要する経費相当分を徴収することになっている。寄附金のうち特定財源扱いにされるものは、寄附者が寄附を行うに際してその使途を指定して寄附をし、地方公共団体もこの条件を認めて寄附採納を行った場合が該当する。

特別会計 特別会計は、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計である。

特別会計の設置は、単一会計主義の例外をなすもので

あり、真に会計処理上必要とされるもののみに留めるべきであって、みだりにこれを認めることは予算の統一的な経理を阻害することとなる。このため地方自治法にも「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に設置できると規定されている。「特定の事業」とは地方公営企業等を行う場合などである。

普通会計 普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計に範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、したがって地方自治法等の法律によって規定されているものではない。

地方公共団体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計とによって構成されている。

一般会計には、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、すなわち議会費、総務費、民生費、警察費、教育費等地方公共団体の存立の本来の目的そのものの事務を処理するために要する経費は通常一般会計予算に計上される。

他方、交通や病院、水道などの「特定の事業を行う場合」とは、あるいは「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務付けられているもの以外は条例によって特別会計を設置できるものとされている。

目的別分類 地方公共団体の経費を、その行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類することを経費の目的別分類という。これは予算及び決算における款、項の区分を基準とした分類である。

目的別分類は、地方公共団体の行政目的別、換言すると各部課ごとの大まかな予算の比重を知ることができる分類方法であって、予算を議会において審議する際には重要な意義を有するが、財政分析手法としては性質別分類の方が重要である。

予算 予算とは、一般的には一定期間における収入及び支出の見積であるが、地方公共団体の予算は、①歳入歳出予算、②継続費、③繰越明許費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金、⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めを、総括した概念である。これは歳入歳出予算に直接関連するもの、又は将来必ず財

政負担を伴い実質的に予算となるものについて、その全貌を把握することが予算審議上からも実体的意義からも必要であるとの考えによるものである。

歳入予算は単に収入の見積であるが、歳出予算は見積であると同時に支出の限度や内容を制限する拘束力がある。

予算の執行

予算が成立した場合、予算の執行権者はその責任において執行を開始することとなるが、この成立した予算に基づき収入、支出を実行する一切の行為を予算の執行という。

歳入は、歳入の基本理由となる法令や契約等に基づいて徴収され、収納されるものである。したがって、予算面における歳入は一応の見込みに過ぎないものであり、予算額のとおりに収納しなければならないという絶対的な義務を負うものではない。

歳出予算は、成立した予算の目的に従ってその範囲内において執行する必要がある。このように、予算の歳入と歳出ではその拘束力において異なる。

予算の編成

地方公共団体の予算編成は、おおむね①編成方針の決定、②予算要求書の提出、③査定、④組立て、⑤議会への提出—という順序によって行われる。

予算の編成権は、地方公共団体の長に専属するものである。これは地方公共団体の財政運営の統一を図るとともに、責任の所在を明確にし、経理に適正を期する趣旨に出たものであり、議会に予算を提出する権限を地方公共団体の長に専属せしめていることと一体をなすものといえる。

予算の編成方針は、予算編成に当たっての基礎的な考え方や編成上の留意事項を当該団体の幹部会議等で承認を受けたうえ決定されることが普通であるが、編成方針の決定に当たって留意すべき事項としては、次に点が挙げられる。

①住民が何を要望しているかを公正に把握することにより施策を決定すること、②予算編成は健全財政を貫くこと、③消費的経費、経常的経費の節減に努めること、④国の予算編成方針等を十分検討し参考とすること、⑤地方公共団体と密接な関係を有する地域経済の見通しや国の経済動向について十分な考慮をはらうことである。

要求書の提出は、予算編成方針に基づき各部局から財政主管部局にあらかじめ定められた様式により提出される。この際予算要求と関連する条例、規則等の制定改廃については予算との関連を調整しなければならない。

予算の査定は、各部局からの予算要求につき財政主管部局が説明を聴取しながら長の施政方針、財政の状況、効率的な行政運営の確保等あらゆる検討を加えて行う。この予算査定は担当から課長、部長と段階的、覆審的に繰り返され最後に長が決定することとなる。

予算の組立ては、査定の終了後、財政担当部局が査定の趣旨に基づき計数整理を行い、歳入歳出予算の性質、目的等によって議案形式の予算を組み立てることとなる。予算調製の様式は一定されており、予算書とともに議会に提出する予算説明書も同時に作成することとなる。

予算の議決は、議会の持つ最も重要な権限の一つである。予算案が長から提出された場合、議会はこれを議決しなければならない。予算は議会の議決又は地方公共団体の長の専決処分により何らの手続をとることなく直ちに成立し効力を持つこととなる。

類似団体

毎年度地方公共団体からの報告に基づいて自治省が作成する都道府県財政指数表及び類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の類似団体をいう。

類似団体別市町村指数表では、人口、産業構造の2要素の組み合わせによって、都市を31の類型に、町村を42の類型に分類し、各類型の中から、多額な赤字や災害等の特殊事情がなく、又は収益事情が著しく多額でない標準的な財政運営を行っている団体を抽出し、財政指数の平均値を各類型別に取り上げている。

登録番号（刊行物番号） H18-23

財政のあらまし 平成 17 年度決算

平成 18 年 12 月発行

発行 狛江市

編集 狛江市企画財政部企画経営室
狛江市和泉本町 1-1-5

電話 03-3430-1111

頒布価格 80 円

印刷 庁内印刷

○

○